

愛知県庁業務継続計画

[南海トラフ地震想定]

平成21年11月

(平成31年4月改定)

愛 知 県

はじめに

愛知県庁BCPの策定

大規模災害が発生すると、行政自身も被災し、業務が長時間にわたって中断するなど、県民生活や経済活動等に大きな影響が及ぶおそれがある。

愛知県では、発生が危惧される地震を想定して、県民の生命、身体、財産を守り、県民生活への影響を最小限に抑えるため、発災時にも必要な業務を継続できるようにする事前の対策として、平成21年11月に「愛知県庁業務継続計画（愛知県庁BCP）〔想定東海・東南海地震連動編〕」を策定した。

そして、愛知県庁BCPに基づき、各所属で業務継続における課題の対応策を進めるほか、職員研修や訓練を行うなどし、業務継続力の向上に向けた取組を推進してきた。

改定の経緯

そのような中、平成23年3月に東日本大震災が発生し、自治体も災害対策の見直しを迫られることとなった。

愛知県でも、震災の教訓に基づく課題を愛知県庁BCPに追加したほか、地方機関では、平成24年度までに概ね庁舎ごとに業務継続計画（地方機関BCP）を策定した。

また、地震防災・減災対策の推進を目的として平成23年度から25年度に「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」を実施し、防災力の向上を図るための検討を重ねた。

平成26年度には、それらを踏まえて本県の地震対策の行動計画となる「第3次あいち地震対策アクションプラン」を策定し、地震に強い安全・安心なあいちを目指し対策に取り組んでいるところである。

平成28年3月、新しい被害予測や必要な対策等を踏まえ、今後も持続的に愛知県庁の業務継続力を高めていくため、「南海トラフ地震想定」として改定した。

平成31年4月、本庁組織の再編に伴い、所属名等の内容を一部、改定した。

目 次

第1章 基本事項

1	目的	1
2	地域防災計画等との関係	1
3	業務継続計画の実践に伴う効果	2
4	業務継続の基本方針	3
5	想定する事象	3
6	適用範囲	3
7	計画で使用する用語	4

第2章 被害想定

1	被害想定	5
	(1) 経緯	
	(2) 地震等の想定	
2	ハザードの予測	5
	(1) 地震動	
	(2) 浸水・津波	
	(3) 液状化	
	(4) 崖崩れ	
3	被害の予測	7
	(1) 建物被害	
	(2) 人的被害	
	(3) ライフライン被害	
	(4) 交通施設被害	
	(5) 生活支障等の状況	
	(6) 被害予測についての留意事項	
4	県の業務継続への影響	13
	(1) ライフライン	
	(2) 県庁の資源	
	(3) 職員参集への影響	

第3章 職員参集

1	職員参集	17
	(1) 県の非常配備体制等	
	(2) 被災による職員参集への影響	
	(3) 被災による庁舎への影響	
2	参集行動	21
	(1) 地震発生時の安全確保	
	(2) 安否状況の報告等	
	(3) 勤務公署等への参集	
	(4) 安否状況等の取りまとめ	
3	職員の参集予測	24
	(1) 試算の手順	
	(2) 基本設定	

(3) 試算		
4 家庭での事前の備え	26

第4章 初動体制の確保

1 地震発生直後の行動	27
(1) 安全確保・参集		
(2) 災害対策本部の初動		
(3) 職務代理の順序		
2 庁舎機能の維持	28
(1) 庁舎被害の確認		
(2) 災害情報センター・災害対策本部室		
(3) 代替施設の確保		
3 職員の安否・参集状況の確認	29
4 災害情報センターの機能	29
(1) 災害情報センターの組織		
(2) 被害情報の収集・分析		
(3) 災害対策本部員会議		
(4) 広報対応		
(5) 広域応援等		
5 非常時優先業務の実施	33
6 庁内資源の調整	34
(1) 職員の配置調整		
(2) 職員の支援		
(3) 庁舎設備・執務室等の調整		
(4) 非常時優先システムの対応		
7 災害対策本部の長期運営における留意点	35
8 勤務時間内の地震発生時の行動	35

第5章 非常時優先業務

1 非常時優先業務	37
(1) 非常時優先業務のイメージ		
(2) 選定の考え方		
2 非常時優先業務の現況	38
(1) 非常時優先業務の体系		
(2) 主要な非常時優先業務		

第6章 業務継続力向上のための持続的な取組

1 愛知県庁業務継続計画推進会議による取組の推進	60
2 ボトルネック対応策の実施	60
3 BCPのマネジメント（BCM）	62
(1) 研修・訓練		
(2) 計画の点検・修正		
4 地方機関BCPの取組の推進	65
5 市町村BCPの取組の推進	65
6 関係機関との連携	65

第1章 基本事項

1 目的

愛知県（以下「県」という。）では、南海トラフ沿いで発生する大規模な地震（以下「南海トラフ地震」という。）により甚大な被害が懸念され、平成23年度から25年度に実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（以下「被害予測調査」という。）によると、従来を大きく上回る被害が予測されている。

南海トラフ地震による大規模災害が発生した場合、ヒト、モノ、情報、ライフライン等の資源が大きな制約を受け、行政機能にも相当の支障をきたすおそれがある。しかし、県では、そのような状況下でも、県民の生命、身体及び財産を守り、県民生活への影響を最小限に抑えるため、災害応急対策などの必要な業務に取り組まなければならない。

愛知県庁業務継続計画（以下「愛知県庁BCP」という。BCP: Business Continuity Plan）は、発災時に起こりうる事態や、対処に必要な対策を示すことにより、災害発生後の業務立ち上げ時間の短縮、業務レベルの向上を図り、もって的確な初動体制・業務継続体制を確保することを目的としている。

2 地域防災計画等との関係

「愛知県地域防災計画—地震・津波災害対策計画—」は、災害対策基本法に基づき、大規模な地震災害等から県民の生命、身体及び財産を守るため、県、市町村、関係機関等が事前又は発災時に実施する事項や役割分担について定めた計画である。また、これを踏まえて「愛知県災害対策実施要綱」を作成し、県の機関がとるべき措置を定めている。

愛知県庁BCPは、愛知県地域防災計画や愛知県災害対策実施要綱に定める事項の円滑な実施を図るための計画と位置づけられる。被災してヒト、モノ、情報等の資源に制約がある状況においても非常時優先業務を遂行するため、必要な資源の確保や配分等の対策を事前に検討するとともに、各所属の緊急時の対応力を高める組織マネジメントの性格をも持つものである。

	業務継続計画	地域防災計画
位置づけ	発災時の限られた資源で、地域防災計画に記載された事項等を実施できるようにするための計画	平常時・発災時に実施すべき事項や分担を規定する、防災に関する基本計画
実施主体	県	県、市町村、防災関係機関、事業者、市民等
対象業務	非常時優先業務 （発災後1ヶ月間の業務） ※地域防災計画に含まれない「優先度が高い通常業務」も含む。	予防業務 応急対策業務 復旧・復興業務
特徴	○絞り込んだ非常時優先業務について記載 ○行政が被災することを前提としている。	○必要な対策・業務を網羅的に記載 ○行政の被災を特に想定していない。

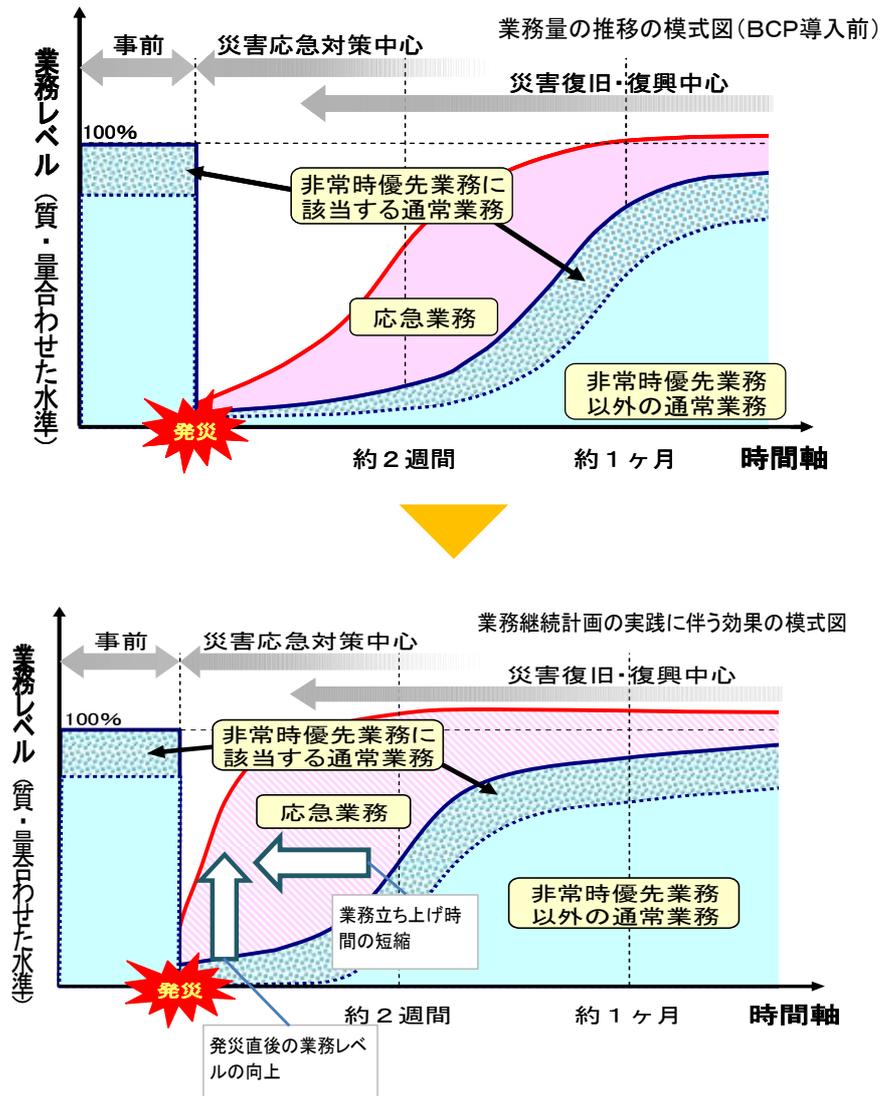
図表 1-1 業務継続計画と地域防災計画の比較

3 業務継続計画の実践に伴う効果

愛知県庁BCPの実践により、発災後の業務立ち上げ時間の短縮、業務レベルの向上といった効果を得て、適切な業務執行が期待できる。

県の業務継続が適切に行われない場合、次のような支障が生じるおそれがある。

- ・災害対応が迅速・的確に進まず、県民の生命、身体及び財産への被害が拡大する
- ・行政サービスが中断し、県民生活や経済活動に支障が生じる
- ・県への信頼が低下し、社会不安が広がり、流言飛語や治安の悪化を招いて不安が増大する悪循環を生じ、結果としてさらなる被害をもたらす



(『中央省庁業務継続ガイドライン 第1版』(内閣府、H19.6)に加筆)

図表 1-2 業務継続計画の導入のイメージ

4 業務継続の基本方針

県民生活や社会経済に多大な被害、影響を及ぼすおそれのある南海トラフ地震のような災害に際し、以下の基本方針に基づいて業務の継続を図る。

<基本方針>

- ①大規模災害から県民等の生命、身体及び財産を守ることを最大の目的とする。
- ②県内の社会経済活動機能の維持・早期復旧に努める。
- ③業務継続のために必要な態勢（体制）をとり、必要な資源を最大限有効に活用する。

また、基本方針を踏まえ、以下の対応方針により非常時優先業務を実施する。

<対応方針>

- ①大規模災害発生時は、非常時優先業務を優先して実施する。中でも、災害応急対策業務は最優先で実施する。
- ②非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材の資源の確保・配分は、全庁横断的に調整する。
- ③非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

5 想定する事象

愛知県庁BCPでは、県の業務継続に大きな支障を及ぼす災害として、南海トラフ地震を想定する。想定する被害の詳細は、「第2章 被害想定」のとおり。

なお、近年の災害事例等を踏まえ、自然災害一般を対象として業務継続を考える必要があることから、今後、検討を進めて愛知県庁BCPの内容の拡充を図る。

6 適用範囲

愛知県庁BCPの適用対象とする範囲は、次のとおりである。

(1) 局

県の執行機関である知事部局、企業庁、病院事業庁、教育委員会及び各種行政委員（会）

(2) 場所（庁舎）

本庁（主として本庁舎、西庁舎、自治センター）

なお、地方機関でも概ねそれぞれの庁舎単位で業務継続計画（地方機関BCP）を策定している。愛知県庁全体の業務継続を考えると、地方機関の業務継続とも密接に関わるので、愛知県庁BCPと地方機関BCPとの整合性に留意する。

(3) 業務

南海トラフ地震が発生してから1ヶ月間の業務

7 計画で使用する用語

○災害応急対策業務

愛知県地域防災計画に基づき実施する、災害発生時に必要となる業務。計画中では主に「応急対策」などと表記している。

○資源

非常時優先業務の執行に必要なもの。例えば、職員、庁舎（執務環境）、電力、通信機能、飲料水・食料等。

○率先避難

危険に際し、自ら率先して危険回避行動を起こすこと。同時に周囲の人々にも同様の行動を促し、安全の確保を図るもの。

○地域防災計画

災害対策基本法に基づき、防災に関して関係機関が処理すべき業務や、予防・応急対策・復旧の計画等について定めた計画。自治体ごとに作成している。

○非常時優先業務

大規模災害時にも優先して実施すべき業務。具体的には、災害応急対策業務、早期実施の優先度が高い復旧・復興業務、継続の優先度が高い通常業務がある。県では、着手時間が発災後2週間以内、かつ目標時間が発災後1ヶ月以内である業務とする（「第5章 非常時優先業務 1」を参照）。

○ハザード

災害分野で用いる場合、被害を引き起こす原因となるものの意。地震の揺れや津波など。

○ボトルネック

業務継続における作業時間の遅延、業務の遅滞等をもたらす要素やその原因。瓶の細い首の部分は液体の流れが悪い意から転じたもの。

○ロジスティクス

非常時優先業務の遂行に必要な支援的業務。例えば、職員の安否確認、飲食物等の調達、休憩スペースの確保、傷病者の応急手当、来訪者・帰宅困難者の対応などについて、効率的に情報収集、対策検討、実施するためのプロセス。

○PDCAサイクル

業務管理を合理的に進める手法の一つ。P(plan: 計画)、D(do: 実行)、C(check: 評価)、A(action: 改善)の4段階を繰り返すことにより、継続的に改善するしくみ。

第2章 被害想定

1 被害想定

(1) 経緯

東日本大震災を受け、国はあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ地震の被害想定を行った。

県でも、国の被害予測を踏まえ、最新の知見に基づいて、平成26年3月に『平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書』として取りまとめ、同年5月にはこれに基づく被害予測を公表した。

また、この被害予測を受けて、同年12月に『第3次あいち地震対策アクションプラン』を策定し、減災目標を掲げ、その達成に向けて取組を進めている。

(2) 地震等の想定

愛知県庁BCPでは、地震の想定として「過去地震最大モデル」を用いる。

「過去地震最大モデル」は、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模が大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海地震の5地震）を重ね合わせたものであり、本県の地震・津波対策を進める上で基本となる想定として位置付けられる。

また、「命を守る」という観点から、浸水・津波の想定について、補足的に「理論上最大想定モデル」を参照する。

「理論上最大想定モデル」は、南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定したもので、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

以下に、被害予測調査によるハザードの予測（地震動、津波等）と、被害予測（建物被害・人的被害等）の概要を示す。

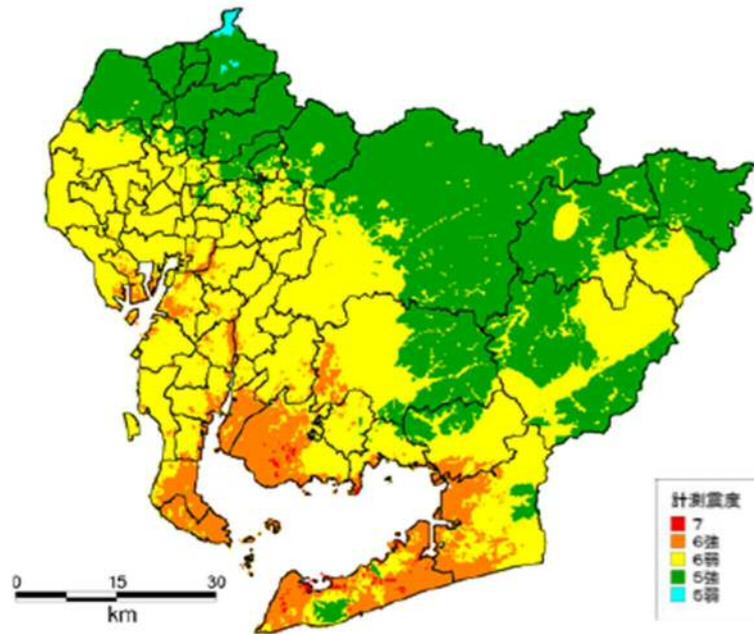
なお、被害予測調査の結果は、WEB「愛知県防災安全局のページ」で公開している。

⇒ <http://www.pref.aichi.jp/bousai/2014higaiyosoku/2014higaiyosoku.htm>

2 ハザードの予測

(1) 地震動

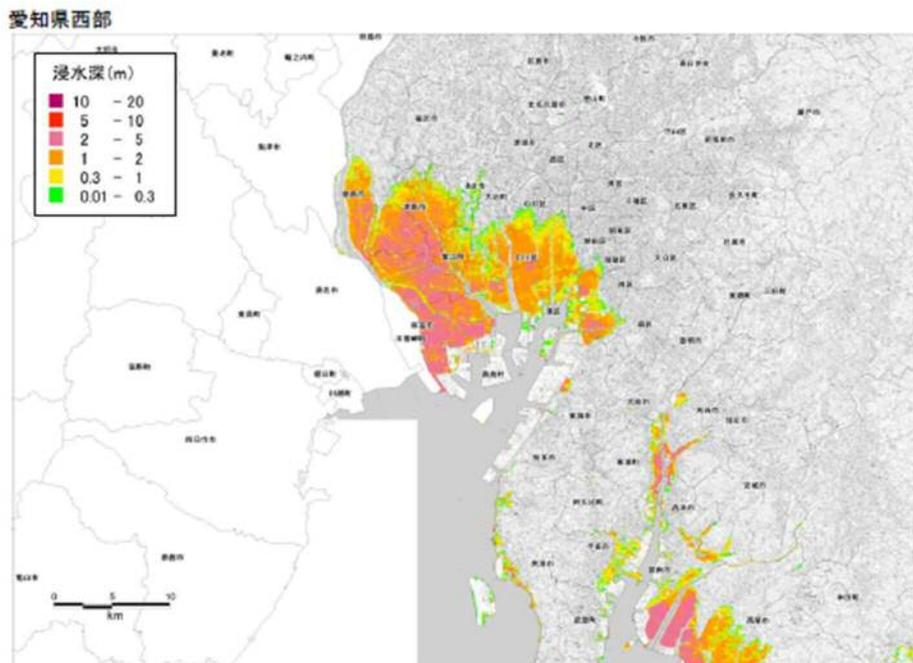
- ・7市町で震度7、21市町村で震度6強の揺れが発生するなど、県内全域を震度5強以上の揺れが襲う。
- ・県内の低地部および丘陵地部の大半が震度6弱以上であり、三河湾沿岸や名古屋港周辺では、震度6強から一部で震度7がみられる。
- ・県北部の山地を主体とする地域は、おおむね震度5強となる。



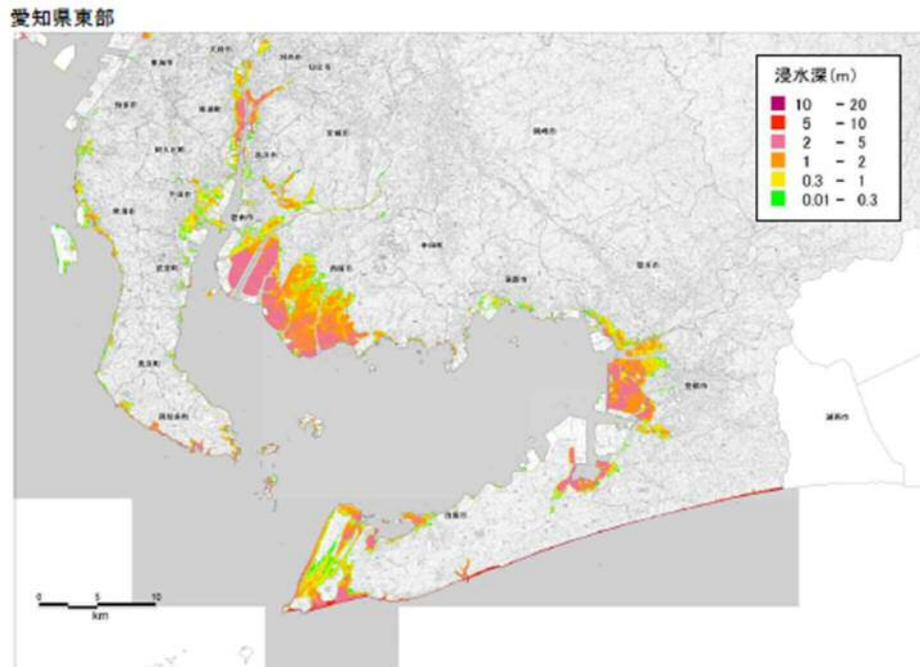
図表 2-1 震度分布「過去地震最大モデル」による想定

(2) 浸水・津波

- ・ 外海では、最短で約 5 分後に津波（津波高 30 cm）が到達する。
- ・ 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯で非常に広い範囲が浸水する。
- ・ 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まる地域がある。



図表 2-2 浸水想定域「理論上最大想定モデル」による想定：県西部（津波ケース①）



図表 2-3 浸水想定域「理論上最大想定モデル」による想定：県東部（津波ケース①）

（3）液状化

- ・濃尾平野、岡崎平野、豊橋平野を中心に、液状化危険度が極めて高いエリアが広がっている。
- ・液状化に伴う地盤沈下量は、濃尾平野、岡崎平野、豊橋平野を中心に 30cm 未満の沈下となる。

（4）崖崩れ

地震動の算定結果と斜面の危険度判定基準に基づく点検表から、地震時の相対的な危険度を算定した。

- ・県全体の急傾斜地崩壊危険箇所を、**「危険性がある」**もしくは**「危険性が高い」**と判定した。
- ・山腹崩壊危険箇所も大半は**「危険性がある」**もしくは**「危険性が高い」**と判定した。
- ・地すべり危険箇所はすべて**「危険性がある」**と判定した。

3 被害の予測

（1）建物被害

ア 地震動

県内の建物約 230 万棟のうち、約 47,000 棟（約 2.0%）が全壊、約 158,000 棟（約 6.9%）が半壊となる。

イ 液状化

約 16,000 棟（約 0.7%）が全壊、約 56,000 棟（約 2.4%）が半壊となる。

ウ 浸水・津波（理論上最大想定モデル）

全壊約 22,000 棟（約 1%）、半壊約 80,000 棟（約 3.5%）である。

エ 急傾斜地崩壊等

全壊約 600 棟、半壊約 1,300 棟である。

オ 火災

- ・冬早朝 5 時の場合は、多くの人が就寝している時間帯であるため、出火はそれほど多くなく、焼失約 1,400 棟。
- ・冬夕刻 18 時の場合は焼失約 23,000 棟

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約 47,000		
	半壊	約 158,000	約 158,000	約 155,000
液状化	全壊	約 16,000		
	半壊	約 56,000	約 56,000	約 56,000
浸水・津波	全壊	約 8,400		
	半壊	約 68,000	約 68,000	約 67,000
急傾斜地崩壊等	全壊	約 600		
	半壊	約 1,300	約 1,300	約 1,300
火災	焼失	約 1,400	約 2,200	約 23,000
建物棟数		2,297,982		
建物被害総数	全壊・焼失	約 73,000	約 74,000	約 94,000
	半壊	約 284,000	約 284,000	約 279,000
建物被害率	全壊・焼失	約 3%	約 3%	約 4%
	半壊	約 12%	約 12%	約 12%

端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。[単位：棟]

図表 2-4 建物被害 総括表（過去地震最大モデル）

(2) 人的被害

- ・冬・深夜（5 時）の場合、県全体の死者は約 6,400 人、重傷者は約 6,900 人、軽傷者は約 32,000 人と想定される。
- ・死者を要因別に見ると、浸水・津波が 3,900 人で全体の約 61%、建物倒壊等が 2,400 人で全体の約 38%に上る（冬・深夜の場合）。
- ・自力脱出困難者数・要救助者数は、地震動により約 16,000 人、津波により約 14,000 人に上る。

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊等	死者数	約 2,400	約 1,200	約 1,800
	重傷者数	約 4,900	約 7,300	約 5,000
	軽傷者数	約 28,000	約 22,000	約 21,000
浸水・津波 (早期避難率低)	死者数	約 3,900	約 2,600	約 3,000
	重傷者数	約 1,900	約 1,500	約 1,700
	軽傷者数	約 3,700	約 3,000	約 3,400
急傾斜地崩壊等	死者数	約 50	約 20	約 40
	重傷者数	約 30	約 10	約 20
	軽傷者数	約 30	約 10	約 20
火災	死者数	約 90	約 50	約 900
	重傷者数	約 20	約 30	約 400
	軽傷者数	約 50	約 80	約 900
ブロック塀等の転倒、屋外落下物	死者数	—	約 10	約 10
	重傷者数	約 10	約 90	約 200
	軽傷者数	約 10	約 100	約 200
死傷者数合計	死者数	約 6,400	約 3,900	約 5,800
	重傷者数	約 6,900	約 9,000	約 7,300
	軽傷者数	約 32,000	約 25,000	約 26,000
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 16,000	約 16,000	約 15,000
	津波	約 14,000	約 15,000	約 14,000

端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。[単位：人]

図表 2-5 人的被害 総括表（過去地震最大モデル）

(3) ライフライン被害

復旧を想定するにあたって、津波の影響による需要の喪失は一定期間続くため、津波浸水により建物全壊した需要家数は復旧対象から除外する。

ア 上水道

- ・被災直後で最大約 702 万 1 千人、給水人口の約 9 割が断水する。
- ・県西部等、液状化の可能性が高い地域は、95%が復旧するのに 2 ヶ月以上要するなど、大きな断水被害が想定される。
- ・全県では 95%復旧に約 6 週間を要する。

	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
県計	95%	86%	52%	8%

図表 2-6 断水率（過去地震最大モデル）

イ 下水道

- ・発災1日後で、最大約320万7千人が利用困難となり、処理人口の約6割が利用困難となる。
- ・処理場の津波浸水被害の恐れがある名古屋市、豊橋市、津島市、常滑市、田原市においては比較的長期間(3~6週間)に渡る機能支障が発生する。
- ・それ以外の市町については、95%が復旧するのは概ね1週間以内。
- ・全県では95%復旧に約3週を要する。

	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
県計	18%	60%	10%	1%

図表 2-7 下水道の機能支障率(過去地震最大モデル)

ウ 電力

- ・被災直後においては、需給バランスの不均衡等により最大約375万7千軒(需要家数の約9割)が停電する。
- ・4日後には停電率は1%。
- ・需要家(津波等により被災した需要家等を除く)の95%が復旧するのに約1週を要する。

	直後	1日後	4日後	7日後
県計	89%	81%	1%	1%

図表 2-8 停電率(過去地震最大モデル) <冬夕発災の場合>

エ 通信

- ・固定電話は、被災直後は特に停電等の影響を受け、最大約120万5千回線で通話できなくなり、需要回線数の約9割の通話支障が想定される。
- ・固定電話の電話回線の95%が復旧するのに約1週を要する。
- ・携帯電話は、基地局の非常用電源による電力供給が停止する発災1日後に停波基地局率が最大約8割に達する。
- ・基地局の95%が復旧するのに約1週を要する。

	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
県計	89%	81%	2%	2%

図表 2-9 固定電話の不通回線率(過去地震最大モデル) <冬夕発災の場合>

	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
県計	2%	81%	3%	2%

図表 2-10 携帯電話の停波基地局率(過去地震最大モデル) <冬夕発災の場合>

オ 都市ガス

- ・被災直後は、県全体の約1割、最大約16万9千戸の供給が停止となる。
- ・95%が復旧するのに約2週を要する。

	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
県計	9%	9%	7%	—

図表 2-11 都市ガスの供給停止率（過去地震最大モデル）＜冬夕発災の場合＞

カ LPガス

- ・建物の全半壊の影響を受けて、被災直後は最大約 16 万 2 千戸で機能支障が発生し、需要世帯数の約 2 割で支障が生じる。
- ・需要世帯の 95%が復旧するのに約 1 週間を要すると推定される。

（４）交通施設被害

ア 道路

緊急輸送道路を対象に、橋梁や盛土被害、がけ崩れ、津波などの要因を考慮した通行支障を想定した。ゼロメートル地帯等の標高の低い地域では、長期的な湛水による通行支障が想定されるほか、沿岸部では主に津波、内陸部では主に橋梁損傷による通行支障が想定される。

イ 鉄道

鉄道施設の位置に想定される揺れや津波等のハザードを確認した。強い揺れや津波等の影響により、県内の鉄道は概ね 1 週間以上の運行支障が想定される。

ただし、津波浸水域内においても、盛土部・高架部等で鉄道施設の高さが確保されている場合は浸水の影響を受けない。

ウ 港湾

県内の港湾・漁港について、地震による岸壁の被害程度を想定した。県内の多くの港湾において、揺れ・液状化による岸壁の大きな被害が想定され、被害が軽微なエリアは知多半島・渥美半島の一部に限られる。加えて津波による港湾施設の被害、船舶・コンテナの被害、航路障害等も想定される。

（５）生活支障等の状況

ア 帰宅困難者

平日の 12 時に地震が発生し、公共交通機関が広範囲で停止した場合、一時的にでも外出先に滞留することになる人は、外国人来訪者や中京都市圏外からの流入者も含めると、県全体で約 323 万人（うち中京都市圏も含めた県外からの流入者は約 25 万人）と想定される。

地震後しばらくして混乱等が収まり、帰宅できる状況になった場合において、遠距離等の理由から徒歩等の手段でも当日中の帰宅が困難な人（帰宅困難者）は約 86 万人～約 93 万人（うち中京都市圏も含めた県外からの流入者は約 20 万人～約 23 万人）に上る。

イ 避難生活者

- ・地震動・火災・津波等による自宅建物の被害やライフライン停止等によって、膨大な数の避難者が発生すると想定される。
- ・避難者数は1週間後に最大となり、約155万人に上る（避難所への避難者は1週間後に約80万人と想定）。
- ・断水の復旧に時間がかかり、自宅被害がなくても生活困窮度が高まり、避難者の増大につながる。また、ゼロメートル地帯の湛水被害も避難者の増加につながる要因である。

	1日後			1週間後			1ヶ月後		
	避難者数			避難者数			避難者数		
	避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外	
県計	約718,000	約377,000	約341,000	約1,547,000	約799,000	約748,000	約1,130,000	約298,000	約832,000

図表 2-12 避難者数（過去地震最大モデル）＜冬夕発災の場合＞

(6) 被害予測についての留意事項

ア 被害予測調査は、今後の効果的な防災・減災対策の推進を目的として実施したものであり、次に発生する地震・津波を具体的に想定したものではない。前回（平成14年度、15年度）の被害予測で想定していた東海地震が単独で発生する場合や、東海地震・東南海地震が連動して発生する場合、あるいは今回の想定を上回る規模の地震・津波が発生する場合など、様々な可能性が考えられる。

イ 堤防等については、「津波防災地域づくりに関する法律」に関連して示された「津波浸水想定の設定の手引き」（国土交通省）を参照し、強い揺れや地盤の液状化により一定の被害を受けることを前提としている。実際には、地盤沈下や堤防等の被災状況等によって、被害の様相が大きく異なることもある。

ウ 今回の条件とは異なる地震・津波により、上に示したものとは異なる被害様相となることもあるので、県内の全ての地域における防災・減災対策が必要であることは言うまでもない。

エ 被害が定量化できない事項もあり、また、長周期地震動対策など、今後の課題として残されたものもある。

オ 予測結果は、被害評価手法の開発等の新たな知見やデータの更新によって、適宜見直されるものであり、各主体においてより詳細な検討が進められることが期待される。

4 県の業務継続への影響

(1) ライフライン

県庁が、電力、上下水道、ガス、通信等の社会基盤（ライフライン）の制約をどの程度受けるのかを想定する。

県庁周辺で予測されるライフラインの状況は以下のとおりである。

項目	県庁周辺で 想定される状況	参 考	
		愛知県東海地震・東南海地震・南海 地震等被害予測調査結果報告書	阪神・淡路大震災 の被害※ ¹
電力	3日間停電	4日後：停電率 約1% 復旧期間：1週間程度	6日後：応急送電完了
上水道	1週間断水	1週間後：断水率 約52% 復旧期間：6週間程度	(上水道) 44日後：97%復旧
下水道	1週間支障	1週間後：機能支障率 約10% 復旧期間：3週間程度	(下水道) 103日後：復旧
都市ガス (低圧※ ²)	供給継続	発災直後：供給停止率 約9% 復旧期間：2週間程度	84日後：復旧
電話（外線）	3日間通話支障	4日後：復電により、多くが復 旧 復旧期間：1週間程度	14日後：電話回線復旧
交通機関	概ね1週間以上の 運行支障	概ね1週間以上の運行支障	知多半島及び三河南部 だけでなく、尾張でも 揺れによる被害で通行 支障が発生すると想定 される。2、3日後に 徐々に運行が開始され るが、輸送機能の大幅 の低下の可能性がある。

注) 復旧に要する期間の想定においては、津波等で被災した需要戸数等は復旧対象戸数等から除外している。

※1 出典：『阪神・淡路大震災－兵庫県の1年の記録』

※2 中圧ガスについては、停止しないと想定。

図表 2-13 ライフライン等の状況

(2) 県庁の資源

県庁の資源も、ライフラインの支障の影響を受け、業務中断や再開の遅延が起こる可能性がある。

ア 本庁

		状況等		
		本庁舎	西庁舎	自治センター
1	建物・執務場所	<p>庁舎は免震化工事が完了しており、地震動による揺れが軽減されるため、執務室の使用は可能。</p> <p>オフィス家具等の転倒防止も措置済(平成22年度完了)。</p> <p>ただし、平成22年度以降に購入等され転倒防止の措置が取られていないものは、揺れにより転倒する可能性がある。</p>		<p>庁舎は耐震設計であり、地震動による揺れが大きいですが、執務室の使用は可能。</p> <p>オフィス家具等の転倒防止については、本庁舎及び西庁舎に同じ。</p>
2	エレベーター	<p>全基が非常用発電機の給電対象となっているが、安全のため点検が完了するまで使用できない。非常用発電機からの給電に手動切替操作が必要な基もある。</p>		
3	トイレ 上下水道	<p>残留水を使用することは可能であるが、上下水道の復旧に依存するため、1週間程度使用できない。</p> <p>トイレは、流下させる水がある限りで下水道への自然流下が可能。</p>	<p>本庁舎に同じ。</p> <p>ただし、地下階のトイレは下水道への排水に排水ポンプの稼働(非常用発電機から給電可)が必要。</p>	<p>本庁舎に同じ。</p> <p>トイレは西庁舎に同じ。</p>
4	空調	<p>上水道及び商用電源又は中圧ガスが回復するまで使用できない。</p> <p>ただし、上水道を使用せず、非常用発電機の供給対象となっている空調を個別に整備している通信事務室等については、非常用発電機の稼働時間内のみ使用可能。</p>		<p>商用電源又は低圧ガスが回復するまで使用できない。</p> <p>ただし、非常用発電機の供給対象となっている空調を個別に整備している無線機械室等については、非常用発電機の稼働時間内のみ使用可能。</p>

		状況等		
		本庁舎	西庁舎	自治センター
5	電力	<p>商用電源停止後、非常用発電機から約 72 時間、電力供給が行われる（平成 21 年度完了）。</p> <p>執務室の照明は約 2～3 割が使用可能であり、非常用コンセント（非常用発電機から給電されるコンセント）の使用が可能。</p>	<p>本庁舎に同じ（平成 26 年度完了）。</p> <p>執務室の照明は約 2～3 割が使用可能であるが、全てのコンセントに非常用発電機から給電されるので使用制限の必要がある。</p>	<p>本庁舎に同じ（平成 22 年度完了）。</p> <p>執務室の照明は本庁舎に同じ。</p>
6	PC・OA 機器	<p>機器等への損傷がなく、かつ、非常用コンセントで使用する場合を除き、商用電源回復まで使用できない。</p>	<p>機器等への損傷がない場合は約 2～3 割が使用可能であるが、全てのコンセントに非常用発電機から給電されるので使用制限の必要がある。</p>	<p>機器等への損傷がなく、かつ、非常用コンセントで使用する場合を除き、商用電源回復まで使用できない。</p>
7	ネット 電話・インター	<p>電話機へは電力供給が行われるため、機器等への損傷がない場合、内線・外線共に使用可能。ただし、外線は 3 日間は輻輳のためかかりにくくなる。</p> <p>インターネットは、サーバの免震対策等が完了しているので使用可能。</p>		
8	無線 高度情報通信ネットワーク（防災行政	<p>地上系は、自治センターの非常用発電機に依存するが、機器等に損傷がない場合は使用可能。</p> <p>衛星系は、独自の非常用発電機等を備えた耐震通信局を使用するため、通信容量に制限はあるが、使用可能。</p> <p>ただし、地上系無線中継所及び耐震通信局の無給油運転 72 時間化が完了していない。</p>		
9	システム 各種情報シ	<p>サーバの免震対策等が完了しており、非常用発電機の供給対象となっているため、使用可能。</p> <p>ただし、非常用発電機の供給対象となっていないサーバー室にサーバーを設置するシステムは、商用電源回復まで使用できない。</p>		

イ 地方機関

各地方機関では、それぞれの地方機関BCPを策定する過程で、庁舎機能、執務環境等のボトルネックを洗い出している。

72時間の電源供給が可能な庁舎は極めて少なく、非常用発電設備を備えていない庁舎もあるので、非常時優先業務の実施におけるボトルネックとなっている。

また、平成26年公表の被害予測によると、従来に比べて津波による浸水想定域が拡大しており、そのような場所に所在する庁舎や、液状化の危険度が極めて高い庁舎では、職員参集や業務体制の確保が課題となっている。

(3) 職員参集への影響

「第3章 職員参集 1(2)」のとおり。

第3章 職員参集

1 職員参集

愛知県地域防災計画、愛知県災害対策実施要綱では、県内で震度5弱以上の地震が発生したときに愛知県災害対策本部を設置し、また震度5強以上の地震が発生したときは、全職員が参集対象となる第3非常配備を発令することを定めている。

南海トラフ地震等により甚大な被害が発生した場合、全職員を動員して応急対策を強力に進める態勢をとることとなるが、休日や夜間などの勤務時間外に地震が発生した場合、職員が速やかに参集できるかどうかはその後の災害対応に大きく影響する。

本章では、円滑な業務継続の観点から職員参集の考え方を示す。

(1) 県の非常配備体制等

ア 非常配備区分

非常配備区分	主な発令基準	参集対象(※)
第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報(6~10月)、洪水注意報(同)、高潮注意報、波浪警報、大雪警報 ・指定河川洪水予報(注意情報) ・震度4の地震 ・津波注意報 ・原子力災害における「警戒事態」「施設敷地緊急事態」 ・ごく小規模の災害が発生(又は発生するおそれ) 	30所属 約80名
第2非常配備 (準備体制) 災害対策本部 設置	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風、高潮、暴風雪の各警報、大雪特別警報 ・指定河川洪水予報(警戒情報) ・津波警報 ・原子力災害における「全面緊急事態」 ・小規模の災害が発生(又は発生するおそれ) 	66所属 約160名
第2非常配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2非常配備(準備体制)基準の警報が発表され、相当規模の災害が発生するおそれ ・大雨、暴風、暴風雪、高潮、波浪の各特別警報 ・震度5弱の地震 ・大津波警報 ・東海地震に関連する調査情報(臨時) ・相当規模の災害が発生(又は発生するおそれ) 	389所属 約1,300名
第3非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上の地震 ・東海地震注意情報 ・大規模な災害が発生(又は発生するおそれ) 	全所属 約23,700名

(※)

- ・同一の非常配備区分でも、基準により配備する所属・人数は異なる。
- ・第3非常配備の内訳：知事部局等約10,700名、県立学校の教職員約13,000名

イ 本庁の夜間・休日の体制

危機管理待機者（１名）及び危機管理宿日直者（３名）を県庁の宿日直室等に配置している。

ウ 一時代行者

第３非常配備が発令された場合、速やかな初動体制の確保のため、災害対策本部（災害情報センター）及び方面本部の正規の要員が参集するまでの間、一時的に災害情報センター等の業務を代行する職員を「一時代行者」として指名することとし、本庁や各方面本部の近隣に居住する職員を一時代行者として登録している。

職員参集 ⇒ 愛知県災害対策実施要綱 第２編 第２章 を参照

一時代行者 ⇒ 同 第２編 第３章 を参照

（２）被災による職員参集への影響

勤務時間外に地震が発生した場合、職員は速やかに勤務公署等へ参集して応急対策に従事することとなるが、次のような要素が、職員参集やその後の対策に支障をもたらす原因となる。

- ・地震により、職員自身やその家族が負傷する
- ・津波等により浸水が想定される地域では、安全確保のため避難行動等が必要となる
- ・通信機能の支障により、職員の安否状況や参集予定が連絡できない
- ・交通機関が途絶し、復旧に時間を要する
- ・参集経路となる道路等が被害（路面の亀裂や段差、建築物等の道路への倒壊、橋梁の損壊、山・崖崩れ等）のため通行できない、あるいは迂回を要する

（３）被災による庁舎への影響

南海トラフ地震により、県内の低地部および丘陵地部の大半で震度６弱以上の揺れが想定されており、県の防災拠点となる各庁舎は耐震性を有してはいるものの、執務室内の破損、ライフラインや通信機能の障害で執務環境に様々な影響が生じるおそれがある。

また地方機関は、沿岸部や海部地域の津波や堤防損壊による浸水のほか、液状化も想定され、これらの庁舎では業務継続が困難となる可能性がある。

以下は、WEB「愛知県防災安全局のページ」で閲覧できる「愛知県防災学習システム」の防災マップを用いて住所で検索した、浸水等の被害が想定される庁舎である。地震によって、被害様相が異なることもある。

⇒ <http://www.quake-learning.pref.aichi.jp/>

○ 浸水が想定される庁舎

1 浸水が想定される所属

庁舎	住所	所属	浸水深 (m)
中部運輸局愛知運輸支局	名古屋市 中川区北江町1-1-3	名古屋東部県税事務所資料管理課中川駐在室	1.11
名古屋西部県税事務所	名古屋市 中川区中郷1-3	名古屋西部県税事務所	1.77
海部総合庁舎	津島市西柳原町1-14	海部県民センター	0.49
		西尾張県税事務所海部徴収課	
		海部福祉相談センター	
		海部福祉事務所	
		海部児童・障害者相談センター	
		女性相談センター海部駐在室	
		海部農林水産事務所	
		海部建設事務所	
海部教育事務所			
津島保健所	津島市橋町4-50-2	津島保健所	0.08
水産試験場（内水面漁業研究所弥富指導所駐在）	弥富市前ヶ須町野方801-2	水産試験場内水面漁業研究所弥富指導所駐在	1.18
埋蔵文化財調査センター	弥富市前ヶ須町野方802-24	埋蔵文化財調査センター	0.28
水産試験場（漁業生産研究所）	知多郡南知多町大字豊浜字豊浦2-1	水産試験場漁業生産研究所	1.90
衣浦港務所	半田市11号地1-1	衣浦港務所	0.34
水産試験場（内水面漁業研究所）	西尾市一色町細川大岡一の割56-6	水産試験場内水面漁業研究所	1.64
豊橋自動車検査登録事務所	豊橋市神野新田町字京ノ割18	名古屋東部県税事務所資料管理課豊橋駐在室	0.81
動物保護管理センター（東三河支所）	豊橋市神野新田町字京ノ割50-2	動物保護管理センター東三河支所	1.10

○ 液状化の危険度が極めて高い庁舎

2 液状化が極めて高い所属

庁 舎	住 所	所 属
中部運輸局愛知運輸支局	名古屋市中区北江町1-1-3	名古屋東部県税事務所資料管理課中川駐在室
名古屋西部県税事務所	名古屋市中川区中郷1-3	名古屋西部県税事務所
名古屋南部県税事務所	名古屋市熱田区森後町8-22	名古屋南部県税事務所
西尾張県税事務所	一宮市新生2-21-12	西尾張県税事務所
一宮保健所	一宮市古金町1-3	一宮保健所
一宮保健所（稲沢保健分室）	稲沢市大塚町塚畑2200-11	一宮保健所稲沢保健分室
食品工業技術センター	名古屋市中区新福寺町2-1-1	食品工業技術センター
尾張繊維技術センター	一宮市大和町馬引字宮浦35	尾張繊維技術センター
尾張農林水産事務所（農業改良普及課稲沢駐在室）	稲沢市小沢2-13-3	尾張農林水産事務所農業改良普及課稲沢駐在室
尾張農林水産事務所（一宮支所）	一宮市花池1-4-35	尾張農林水産事務所一宮支所
尾張水道事務所	一宮市昭和3-3-28	尾張水道事務所
尾張水道事務所（尾張西部浄水場）	稲沢市祖父江町祖父江柳原86	尾張水道事務所尾張西部浄水場
海部農林水産事務所（排水対策課日光川河口排水機場駐在）	海部郡飛島村大字梅之郷地先	海部農林水産事務所 日光川河口排水機場駐在
海部農業普及指導センター	弥富市前ヶ平2-49	海部農林水産事務所農業改良普及課
海部農業普及指導センター	弥富市前ヶ平2-49	農業総合試験場特産野菜G
水産試験場（内水面漁業研究所弥富指導所駐在）	弥富市前ヶ須町野方801-2	水産試験場内水面漁業研究所弥富指導所駐在
海部建設事務所（日光川工事出張所）	津島市寺前町3-20	海部建設事務所日光川工事出張所
埋蔵文化財調査センター	弥富市前ヶ須町野方802-24	埋蔵文化財調査センター
知多保健所	知多市八幡字荒古後88-2	知多保健所
動物保護管理センター（知多支所）	半田市乙川末広町100-1	動物保護管理センター知多支所
知多建設事務所	半田市瑞穂町2-2-1	知多建設事務所
衣浦港務所	半田市11号地1-1	衣浦港務所
三河港工事事務所（三河港工事事務所衣浦出張所）	半田市住吉町4-98	三河港工事事務所衣浦出張所
西尾保健所	西尾市寄住町下田12	西尾保健所
西三河農林水産事務所（幡豆農地整備出張所）	西尾市寄住町下田13	西三河農林水産事務所農業改良普及課西尾駐在室
西三河農林水産事務所（幡豆農地整備出張所）	西尾市寄住町下田13	西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所
水産試験場（内水面漁業研究所）	西尾市一色町細川大岡一の割56-6	水産試験場内水面漁業研究所
西三河建設事務所（西尾支所）	西尾市熊味町北十五夜21-1	西三河建設事務所西尾支所
豊川保健所（蒲郡保健分室）	蒲郡市浜町4-2	豊川保健所試験検査課
豊川保健所（蒲郡保健分室）	蒲郡市浜町4-2	豊川保健所蒲郡保健分室
豊川保健所（蒲郡保健分室）	蒲郡市浜町4-2	三河港務所蒲郡出張所
動物保護管理センター（東三河支所）	豊橋市神野新田町京ノ割50-2	動物保護管理センター東三河支所
三河港務所	豊橋市神野ふ頭町3-9	三河港務所

2 参集行動

勤務時間外に地震が発生した場合、大半の職員は職場にいないため、初動業務への着手が少なからず遅れるほか、職員自身の被害や交通機関の支障等により、参集に相当の時間を要すると考えられる。

以下、業務継続に大きな影響を及ぼすケースとして、勤務時間外の発災を想定して職員の参集行動について示す。

なお、勤務時間内に地震が発生した場合の行動については、「第4章 初動体制の確保 8」を参照。

(1) 地震発生時の安全確保

地震が発生したら、職員は自分自身と家族などの安全を確保することを最優先に行動する。揺れがおさまり、身の回りの安全が確認できたら、テレビやラジオ等の報道で地震関連の情報収集に努める。

特に津波等により浸水のおそれがある地域では、津波警報等の情報に注意し、自宅や周辺の状況を確認し、安全かつ迅速に避難又は参集できるように努める。

県では、観測された震度に応じた非常配備体制が取られるので、どの非常配備体制から自身が参集対象となるか、平常時から把握しておく。

(2) 安否状況の報告等

災害対策用携帯電話使用者、各局非常連絡員、防災安全局職員（本庁勤務）には、県庁から「職員非常呼出システム（ECS）」及び携帯電話メールで非常配備の一斉指令を伝達する。受電したECSと携帯電話メールのそれぞれについて所定の操作を行うことで、当該職員がメッセージを受けたことが確認できるシステムとなっている。

また、職員は災害用伝言板等を利用して安否の状況及び参集予定を報告する。

(3) 勤務公署等への参集

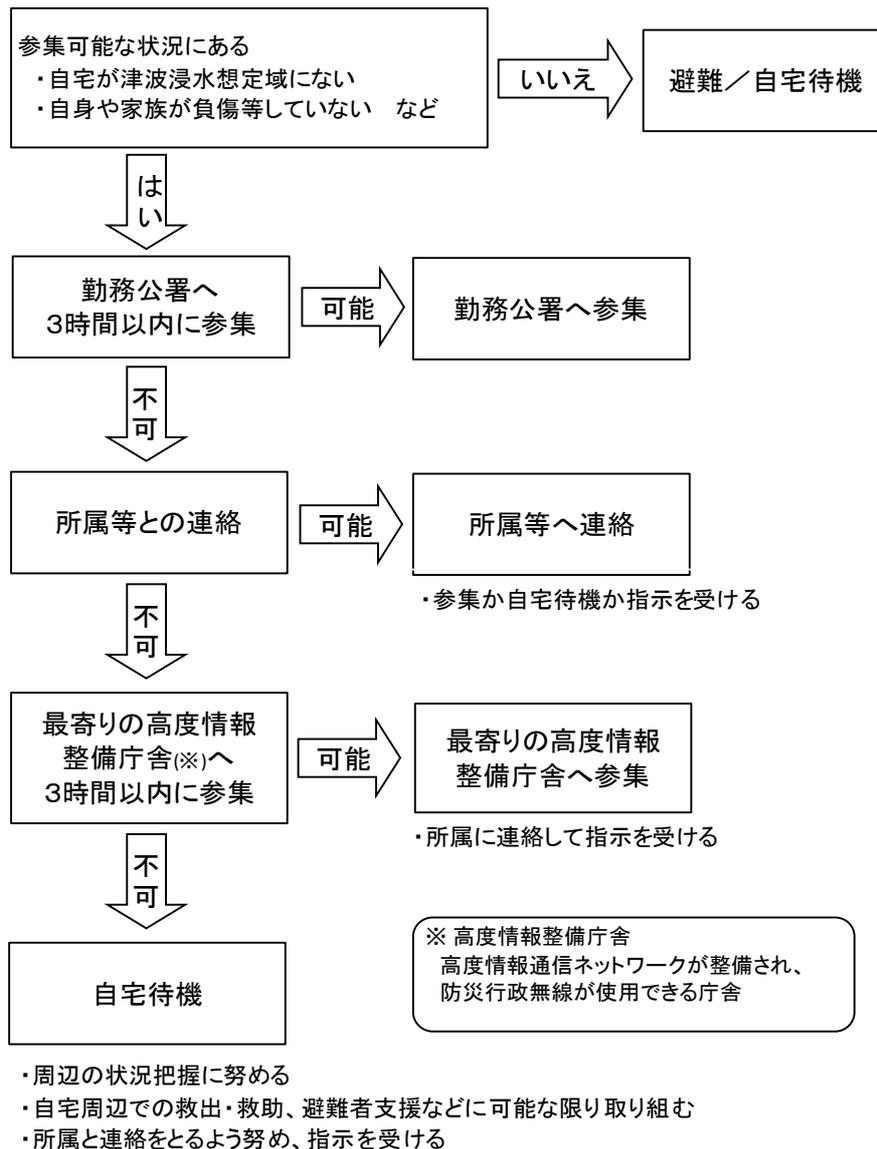
職員（非常配備員）は、報道等で震度を知ったとき又は非常配備の指令の伝達を受けたときは、速やかに勤務公署等へ参集し、応急対策に従事する。なお、第3非常配備が発令された場合は、所属へ安否を報告の上、参集する。

ア 基本的な考え方

職員は原則として勤務公署（災害情報センター、方面本部の要員は、あらかじめ定められた参集場所）へ参集するが、交通機関の途絶、道路の寸断等により参集に相当の時間を要すると見込まれる場合の行動は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところによる。

なお、局で特に定めている場合は、その定めによることとする。

また、参集手段は徒歩又は自転車によることとし、原則として自家用車による参集は禁止としている。



図表 3-1 職員参集の基本的な考え方

イ 津波浸水想定域における対応

参集にあたり、職員自身や家族の安全確保が重要であることは言うまでもなく、自宅が津波浸水想定域にある場合は、津波情報等の状況により避難を優先する。

参集場所や参集経路が津波浸水想定域にある場合も、津波情報等の収集に努め、参集途中で津波の被害を受けることがないように十分に注意する。参集の途中であっても、危険と感じたときは、ためらわず早急に避難等の安全確保の措置をとる。

津波浸水想定域にある庁舎や液状化危険度の極めて高い地域にある庁舎では、発災時の来庁者、職員、委託業者の安全確保、初動対応のための措置等の必要な対策について、地方機関BCPに定めるよう努めるとともに、浸水や液状化等により当面の間、庁舎が使用できなくなるおそれがある地方機関では、応急対策を実施する代替施設の確保について検討する。

名 称	所 在 地
県庁、自治センター	名古屋市中区三の丸 3-1-2
東三河総合庁舎	豊橋市八町通 5-4
新城設楽総合庁舎	新城市字石名号 20-1
三の丸庁舎	名古屋市中区三の丸 2-6-1
海部総合庁舎	津島市西柳原町 1-14
知多総合庁舎	半田市出口町 1-36
西三河総合庁舎	岡崎市明大寺本町 1-4
豊田加茂総合庁舎	豊田市元城町 4-45
尾張農林水産事務所 一宮支所	一宮市花池町 1-4-35
羽布ダム管理所	豊田市羽布町鬼ノ平 1-91
幡豆農地整備出張所	西尾市寄住町下田 13
新城設楽農林水産事務所	北設楽郡設楽町大字田口字小貝津 6-2
一宮保健所	一宮市古金町 1-3
瀬戸保健所	瀬戸市見付町 38-1
春日井保健所	春日井市柏井町 2-31
江南保健所	江南市布袋下山町西 80
清須保健所	清須市春日振形 129 (清須市春日老人福祉センター内)
津島保健所	津島市橋町 4-50-2
半田保健所	半田市出口町 1-45-4
知多保健所	知多市八幡字荒古後 88-2
衣浦東部保健所	刈谷市大手町 1-12
西尾保健所	西尾市寄住町下田 12
新城保健所	新城市字中野 6-1
豊川保健所	豊川市諏訪 3-237
一宮建設事務所	一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-4
日光川排水機場	海部郡飛島村大字梅之郷地先
知多建設事務所	半田市瑞穂町 2-2-1
知立建設事務所	知立市上重原町蔵福寺 124
豊田加茂建設事務所	豊田市常盤町 3-28
豊田加茂建設事務所 足助支所	豊田市足助町岡田 3-1
新城設楽建設事務所	新城市片山字西野畑 532-1
新城設楽建設事務所 設楽支所	北設楽郡設楽町田口字川原田 6-18
東三河建設事務所	豊橋市今橋町 6
衣浦港務所	半田市十一号地 1-1
三河港務所	豊橋市神野ふ頭町 3-9

図表 3-2 高度情報通信ネットワークが整備されている庁舎

ウ 率先避難・近隣での防災活動

津波から身を守るために避難するときは、テレビやラジオ等で正しい情報を収集し、安全かつ迅速に避難を行う。その際、周囲の住民にも避難を呼びかけつつ自ら先に立って避難行動をとる、いわゆる率先避難に努める。

避難又は自宅待機する場合は、所属と連絡を取ることができる状態を確保するよう努めるとともに、周辺の被害状況の把握、被災者の救出・救助、避難所運営支援など、地域の防災活動に可能な限り協力するものとする。

エ 参集が困難な例

自宅が津波浸水想定域にあるなどのほかにも、次の事由に該当する場合も、避難又は自宅待機とし、状況を踏まえて参集する。

- ・ 家族が死亡したり、家族の安否確認ができないとき
- ・ 職員又は家族が負傷し、治療又は入院の必要があるとき
- ・ 子の保育、親の介護などにより在宅の必要があるとき
- ・ 徒歩により参集せざるを得ず、勤務公署や最寄りの高度情報通信ネットワークシステム整備庁舎への参集に3時間以上要するとき
- ・ 参集途上で被災者の救出・救助活動に従事する必要性が生じたとき
- ・ 地元の消防団、自主防災組織の緊急な活動に従事する必要性が生じたとき など

(4) 安否状況等の取りまとめ

各所属のロジスティクス担当者が中心となって職員の安否状況等を取りまとめ、主管課、人事局人事課を経由して災害情報センターに報告する。取りまとめのイメージは「第4章 初動体制の確保 6」の図表4-3のとおりである。

【報告時期】

報告時期		参集状況	安否状況
1回目		非常配備体制をとってから1時間経過後の最も早い00分又は30分	
2回目以降	非常配備体制をとってから24時間まで	1回目の報告時点から2時間経過ごと	—
	非常配備体制をとってから24時間以降	午前10時 午後2時 午後6時	午後2時

(愛知県災害対策実施要綱による)

3 職員の参集予測

本庁勤務の職員について、大規模地震発生時の時間経過に沿った参集人数を試算する。この試算は、非常時優先業務に必要な要員に対してどれくらい人員が不足するか、業務継続の検討に必要な範囲で推算するためのものである。

したがって、参集手段は一律に徒歩によるものとし、本庁勤務職員は全員が本庁へ参集すると仮定するなど、便宜的な想定を用いており、個別の事情や現況まで正確に反映したものではない。実際の災害時の参集状況とは乖離が生じることが予想される。

仔細な試算のためには、各職員の参集手段（徒歩又は自転車）、居住地や参集経路と津波浸水想定域の位置関係等を考慮する必要があるほか、人事異動の都度、データの更新を要するが、この予測の目的に鑑み、そこまでの厳密さは求めない。

(1) 試算の手順

- ① 職員参集に影響や支障を及ぼす主な要因を抽出する
- ② 職員の参集行動を、①で得た要因を取り入れてモデル化する
- ③ ①の各要因について、職員参集への影響を発災後の時間を追って評価する
- ④ ③で得た評価と本庁の非常配備員数から、参集人数を得る

試算の結果は(3)のとおり。

(2) 基本設定

- ・徒歩で参集するものと仮定し、3km/時の連続歩行とする。
- ・県庁までの歩行距離が9kmを超える職員は、徒歩による速やかな参集は困難とみなす。
公共交通機関は地震発生1週間程度後から順次復旧する想定(軽微な被害を除く)だが、負傷や浸水域等の他の要因がない職員の大半は、代替手段等により1週間後までには参集できるものとする。
- ・本人が負傷した場合は、軽傷者は、地震発生3日後から参集可能となり、1ヶ月後にかけて日数に比例して参集者が増加。重傷者は、地震発生1ヶ月後も参集困難とする。
- ・家族が軽傷を負ったり、自宅が半壊した場合は、地震発生3日後から参集可能となり、1週間後にかけて日数に比例して参集者が増加するものとする。
- ・家族が死亡し又は重傷を負ったり、自宅が全壊した場合は、地震発生1週間後から参集可能となり、2週間後にかけて日数に比例して参集者が増加するものとする。
- ・自宅が津波浸水地域にある職員は、津波警報等や避難指示・勧告により避難行動をとるものとする。津波浸水地域に対する津波警報等は、地震発生から2日間継続するものとする。
- ・参集や避難の途上で被災者の救出・救助活動や、地元の消防団・自主防災組織の緊急な活動に従事することとなる職員は、2日間は参集困難とする。
- ・上記にかかわらず、2%の職員は長期間にわたり参集できないものとする。
- ・発災後、特段の影響を受けず参集する職員については、徒歩での参集に要する時間に、準備時間(家族の安否確認、参集準備等)として一律30分を加算するものとする。

(3) 試算

ア 職員の参集に影響・支障を及ぼす主な要因として、次のようなものが考えられる。

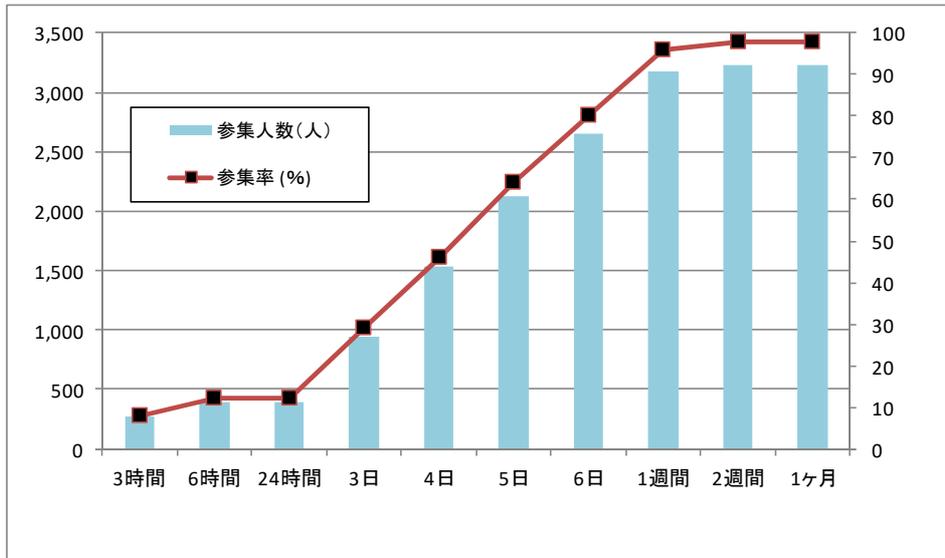
- 職員自身や家族が死亡、負傷する
- 自宅が全壊、半壊する
- 徒歩による参集が困難(県庁までの歩行距離が9km以上)
- 自宅が津波の浸水想定域内にある
- 被災者の救出・救助活動、消防団・自主防災組織の活動に従事する

イ 被害想定や(2)の基本設定等を基に、アの各要素が参集行動に及ぼす影響を評価し、参集人数を推算した結果は次のようになる。

[本庁勤務職員：3,300人とする]

	3時間後	6時間後	24時間後	3日後	5日後	1週間後	2週間後	1ヶ月後
参集人数(人)	273	393	393	946	2,123	3,173	3,234	3,234
参集率(%)	8	12	12	29	64	96	98	98

図表 3-3 本庁勤務職員の参集予測



図表 3-4 参集予測グラフ

ウ 予測される参集人員と非常時優先業務の必要人員を比較すると、次のようになる。

	3時間後	6時間後	24時間後	3日後	5日後	1週間後
参集人数(人)	273	393	393	946	2,123	3,173
必要人員(人)	709	646	862	747	614	625
過不足	△ 436	△ 253	△ 469	199	1,509	2,548

図表 3-5 参集人員・必要人員の比較

上表の必要人員は非常時優先業務の実施に必要と見込まれる人数であり、その他の業務のための人員は含まれない。

4 家庭での事前の備え

職員自身や家族の身にもしものことがあると、職員として応急対策に従事できず、県の業務継続に支障を来すおそれがあるので、日頃からの家庭での備えも重要である。

- 自宅の耐震診断・耐震改修、家具類の固定、窓ガラスの飛散防止
- 家族どうしの連絡手段、避難場所の確認
- 可能な限り1週間分程度、最低でも3日分程度の飲料水（1人1日3リットル以上）・食料等の備蓄、携帯ラジオ・懐中電灯等の準備
- 地域等で行われる防災訓練への積極的な参加

第4章 初動体制の確保

大規模な地震が発生し、県内で広域にわたる甚大な被害が予想されるとき、速やかに災害対策本部を立ち上げ、応急対策に必要な体制を整えられるかどうかは、その後の対応に大きく影響する。

県民の生命、身体、財産を守るための初動対応には、被害情報の収集・分析、関係機関との情報共有が不可欠であり、その情報活動を統括する災害対策本部の機能を確保しなければならない。

本章では、災害対策本部の初動体制を確保する手順等について、以下の順に記述する。

- 1 地震発生直後の行動
- 2 庁舎機能の維持
- 3 職員の安否・参集状況の確認
- 4 災害情報センターの機能
- 5 非常時優先業務の実施
- 6 庁内資源の調整
- 7 災害対策本部の長期運営における留意点
- 8 勤務時間内の地震発生時の行動

1 地震発生直後の行動

大規模災害時、円滑な非常時優先業務の遂行のためには、業務に従事する要員や執務場所（庁舎）などの確保が不可欠である。以下に、勤務時間外の地震発生を例として、個々の非常時優先業務に取りかかる以前の、その前提となる行動について示す。

（1）安全確保・参集

地震が発生したら、職員は自分自身や家族などの安全確保を最優先に行動する。揺れがおさまり、身の回りの安全が確認できたら、テレビやラジオ等で地震関連の情報収集に努める。

県内で観測された震度に基づいて非常配備が指令され、高度情報通信ネットワーク（一斉指令）、職員非常呼出システム（ECS：Emergency Call System）等により、非常配備指令を伝達して職員呼集を行う。また、県内で震度5弱以上の地震が観測された場合には、愛知県災害対策本部が設置される。

震度5強以上の地震が発生すると、第3非常配備が発令され、全職員参集の体制となる。職員は安否の状況を所属へ報告のうえ、勤務公署等へ参集する。職員参集についての考え方は「第3章 職員参集」のとおりである。

（2）災害対策本部の初動

ア 地震発生後、危機管理宿日直者は「愛知県震度情報ネットワークシステム」やテレビ、

ラジオ等により、観測された震度を確認するとともに、「愛知県防災情報システム」を起動し、市町村等が被害情報を報告できる体制を整える。

危機管理待機者及び危機管理宿日直者は災害情報センター及び災害対策本部室を開錠し、災害情報センターの各班の体制が整うまでの間、初動の応急対策を指揮する。具体的には、「愛知県災害情報センター業務マニュアル」の「初動業務チェック表」に定められた初動業務を行う。このとき、危機管理待機者及び危機管理宿日直者は他機関との連絡調整業務を、参集してきた一時代行者等は機器の動作確認等の定型的な作業を行うなど、限られた要員で効率的に所要の作業が遂行できるよう、役割を分担する。

イ 県防災航空隊、陸上自衛隊、県警察本部等と連絡調整を行い、その他の関係機関にも災害情報センターの開設について通知する。国（消防庁）に対しても、地震発生から30分以内に災害概況を報告する。

これらの活動は、速やかな災害対策への着手という実質面の効果のほか、大規模地震後の混乱状況下でも県が災害対策に取り組んでいることを示すことにもつながる。

なお、初動業務の詳細は、愛知県災害対策実施要綱、愛知県災害情報センター業務マニュアル等による。

(3) 職務代理の順序

要員の確保とともに、災害対策本部を適切に運営できるしくみの確保も重要である。災害対策本部が機能するためには、組織の意思決定・指揮命令系統が明確になっている必要がある。

災害対策本部長の職務代理の順序は、県災害対策実施要綱で次のように定めている。

第一順序	防災安全局事務担任副知事
第二順序	第一順序者を除く副知事のうち「知事の職務代理者の順序に関する規則」に規定する上位の副知事
第三・四順序	第一、第二順序者以外の副知事
第五順序	防災安全局長

各所属においても、それぞれに定めた職務代理の順序により対応し、緊急かつ重要な意思決定・指揮命令の伝達に支障が生じないようにする。

2 庁舎機能の維持

(1) 庁舎被害の確認

非常時優先業務の実施に必要な最低限の環境を確保できることが重要である。具体的には、庁舎の躯体や窓ガラスに執務の支障となるような被害がなく、電力、水道、通信機能等に支障がないなど、執務を行う上で必要な機能が維持されていることである。庁舎に被害が生じている場合は、非常時優先業務の着手ができなかったり、遅れたりする原因となる。

このため、各所属ではロジスティクス担当者が中心となり、庁舎（各課室）の被害状況を把握して報告する。

(2) 災害情報センター・災害対策本部室

災害対策本部の事務を行う災害情報センターと、災害対策本部員会議を開催する災害対策本部室は、自治センター6階に開設する（平成27年3月に本庁舎から移転）。

被災により災害情報センターが使用できない場合は講堂（本庁舎2階）を、災害対策本部室が使用できない場合は特別会議室（本庁舎3階）を使用する。

(3) 代替施設の確保

被災して本庁舎、西庁舎及び自治センターの一部が使用できなくなった場合は、これら3庁舎の中で代替の執務室を確保することとし、不足する場合は、三の丸地区等の近傍で代替施設を確保するよう利用調整に努める（代替施設について個別に取り決めている所属はそれに従う）。

3 職員の安否・参集状況の確認

非常時優先業務を実施するためには要員の確保が不可欠であるため、各所属の要員の過不足状況を把握する必要がある。各所属では愛知県災害対策実施要綱に基づき、非常配備員の参集と安否の状況を取りまとめて報告する。報告の時期については「第3章 職員参集 2（4）」を参照。

4 災害情報センターの機能

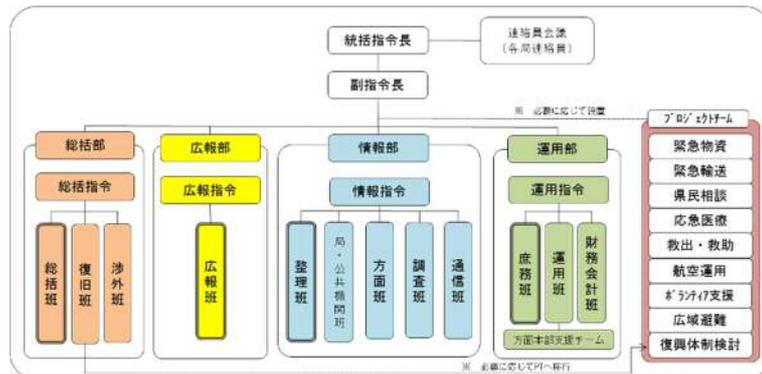
災害対策本部の事務を行う組織として災害情報センターを設置し、災害情報の収集、応急対策の方針立案、各局間や関係機関との連絡調整、災害広報等をつかさどっている。

(1) 災害情報センターの組織

災害情報センターは、県内の被害情報の収集・分析を始め、各局や関係機関との連絡・調整など、全体の状況を掌握して災害対策本部長の意思決定を補佐する役割を担う。

また、被災状況によって全庁的な資源配分の調整が求められる場合には、後方支援にも関与する。

このような位置づけにあって効果的に機能するため、災害情報センターの組織と役割分担は次のようになっている（『災害情報センター業務マニュアル』愛知県、H31.4）。



図表 4-1 災害情報センターの組織

【各部等の役割】

総括部

- 災害情報センターの運営
- 災害応急対策の指示・分析判断
- 被害報の確定、広報発表の承認
- 災害応急対策の基本方針の立案及び実施の総括
- 災害対策本部員会議・連絡員会議の開催運営
- プロジェクトチームの設置・調整
- 復旧対策に係る各局の進捗状況の把握
- 復旧・復興対策の指示及び分析・判断
- 復旧・復興対策の方針の立案
- 国、他都道府県等関係機関への応援要請及び連絡調整
- 自衛隊への災害派遣要請
- 国への被害状況等の報告、連絡
- 国の現地対策本部等との連絡調整

広報部

- 報道機関及び県民に提供する災害に関する情報の発信
- 記者発表における報道機関への対応
- 記者会見の連絡調整
- インターネット及び防災ツイッター等を利用した情報の発信
- 議会に対する情報の提供

情報部

- 被害、対応状況等の集約、分析、整理及び課題の抽出
- 安否情報の収集・整理
- 被害報の作成
- 活動報告書の作成
- 各局の被害情報の収集及び整理
- 各局の災害応急対策の情報収集及び整理
- 部門別被害状況・対策状況の収集及び整理
- 防災情報システムによる被害情報の収集
- 方面本部の応援要請の収集・整理
- 方面本部及び市町村への情報発信
- 市町村からの要請事項等の収集・整理
- 方面本部及び市町村への協力要請の伝達
- 公共機関の被害情報及び対応状況等の収集及び整理
- 災害現地の情報の収集
- 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車等の運用
- 災害に関する情報の通信

運用部

- 災害情報センターの庶務
- 各種会議の設営準備・運営補助
- 各局及び方面本部の参集状況の把握
- 職員の他局及び方面本部等への応援体制にかかる調整

- 方面本部支援チームの編成
- 国・他都道府県等からの応援職員の受入・運用
- 庁舎設備、非常時優先システム、その他職員の防災活動支援に係る担当課との連絡調整
- 災害時における会計事務
- 災害時における財務会計に係る国等との調整

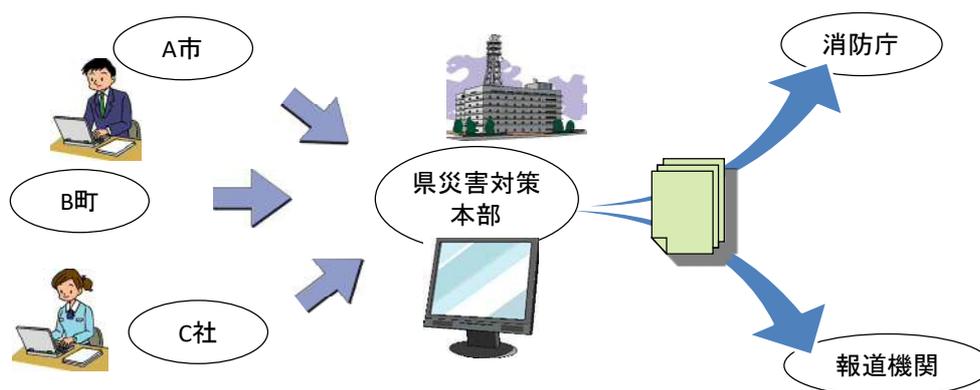
連絡員（連絡員補助）

- 災害応急対策についての協議
- 本部員会議に提出する議案の検討
- 所属する局の被害情報・応急対策活動状況等の収集・報告及び災害情報センターと各局との連絡調整
- 災害の状況に応じての情報部への応援

プロジェクトチーム

- ※必要に応じて設置。
- 各部横断的な災害応急対策業務の執行体制を確立

（２）被害情報の収集・分析



【愛知県防災情報システム】

市町村、ライフライン等の防災関係機関が高度情報通信ネットワークシステムの端末等から被害状況や応援要請等を入力すると、自動集計され、応急対策の検討・判断材料となる。

集約された情報は、関係機関間で共有されるほか、消防庁への報告、記者発表等にも活用する。

図表 4-2 愛知県防災情報システムによる情報活動のイメージ

災害対策本部の活動は、いかに被害等の情報を的確に収集し、対策に活かすことができるかに大きく左右される。限られた人員、資機材等の資源を、被害が激甚な地域に効果的に配置することが重要だからである。どの地域に、どれだけ被害が発生し、それに対してどのような支援が求められているかなど、全体の概要を把握することが災害対策の出発点といえる。

被害情報は「愛知県防災情報システム」で、市町村や防災関係機関に設置された端末から報告され、自動集計されるしくみになっている。しかしながら、市町村等から入ってき

た情報を取り出し、そのまま並べただけでは、有効に活用できない。観測された震度、被害の地域偏在、情報が入っていない地域の状況等、入手できる様々な情報を多角的に評価、分析し、対策を検討して関係機関と調整する必要がある。

[コラム] 情報活動のプロセス

災害対策における情報活動は、概ね次のような手順をたどる。

- ・ **情報活動の方針決定** 災害対策本部として、どのような情報が必要かを決定する。現状を踏まえ、ほしい情報、不足している情報を見定める。むやみに情報を求めるのではなく、対策の目的を意識して行うことが大切。
- ・ **情報の収集** 決定した方針に基づき、具体的な方法を判断して情報を収集する。目的に見合った情報項目・収集先・方法を決定し、効率的に行う。
- ・ **収集した情報の分析** 収集した情報を評価し、持つ意味を検討する。それらを整理し、応急対策の検討・判断材料に使える情報とする。具体的には、情報の信頼性・重要性の判断、応急対策の観点からの判断等を行う。
- ・ **情報の使用** 分析・評価した情報を活用して、どのような対策を講じるべきか検討する。必要に応じて、関係する局や機関へ情報提供し、共有を図る。
対策実施後は、状況を評価しなおし、上記のプロセスを繰り返す。

(3) 災害対策本部員会議

災害対策本部員会議は「応急対策に関する基本的事項について協議し、その実施を推進」（愛知県災害対策本部要綱第3条）する組織である。災害対策本部としての対処方針や活動の方向性を決定する役割を担う重要な位置付けであり、地震発生後3時間以内を目標に第1回の会議を開催することとしている。

ア 第1回の会議

第1回の会議は、大規模災害への対処方針を指示し、同時に県として災害に迅速に対応していることを県民に示す場ともなる。地震発生後、全ての本部員が参集していない状況で開催せざるを得ないことも想定されるが、各局では代理者を出席させるなどの措置をとることとなる。

会議の具体的な内容は、地震概要、被害状況、被害推計、県の対応、消防、警察、自衛隊等の関係機関の活動状況報告のほか、今後の応急対策の検討・指示、現地災害対策本部の設置の要否等が想定される。

イ 第2回以降の会議

大規模災害時は当面の間、災害対策本部員会議を毎日、定時に開催するのが一般的である。発災直後は一日に複数回、また緊急を要する場合は臨時に設定するなどの措置も必要となる。

第2回以降の会議では、被害情報を共有するとともに、関係機関の間で状況認識を統一し、その後の応急対策活動の方針を検討・決定することが目的となる。

会議は貴重な時間を割いて行うものであり、関係者が会議の目的や課題について共通認

識を持ち、会議の結果が次の活動に効果的につながるようにすることが重要である。

[コラム] 災害対策本部員会議の運営

大規模災害時にはヒト、モノ、情報等が制約される中、限られた時間内に最大限の効果をあげなければならない。その観点で考えると、災害対策本部員会議には「情報共有の不足」「意思決定の遅延」「局間の隙間の発生（対策のモレ）」といった、縦割りの行政組織運営で見られがちな弊害を抑える役割が求められることが分かる。

したがって、会議は単なる報告に終わるのではなく、各局が取り組む対策、抱えている課題といった情報を会議後にフィードバックして各部署の対策立案に活かす。災害対策本部員会議を中心として、災害対策本部全体が有機的に機能していくようにすることが重要である。

(4) 広報対応

災害時の広報活動の目的は、適時に災害関連情報を発信することにより、被災者支援や民心安定を図ることである。広報が適切になされない場合、被災者に必要な情報が届かず、避難生活における不便を助長するおそれがあるほか、流言や風評が広まるなど、いたずらに社会不安が広まるおそれもある。

災害時には、国、県、市町村、防災関係機関等がそれぞれの立場から広報することになるが、被災者にとって必要な情報を提供することが必要である。県が提供する情報は、主として県域全体に関する被害・対応状況、県民が注意すべき事項、広域応援や交通関連情報等であり、市町村からは、地域の被災住民の支援に直接的に関わる情報等を発信することが想定される。

(5) 広域応援等

人命救助に関わる消防、警察、自衛隊等への応援要請は、初動業務の中でも最優先して実施すべき事項である。県内の被害状況を把握し、要請の必要性、規模、派遣先等を検討するとともに、発災後の早い段階から各機関と連絡を取って被害情報を共有するなどし、時機を逸せず応援要請できるようにする。

5 非常時優先業務の実施

参集した要員は、順次、災害対策本部又は各所属で非常時優先業務に取りかかる。

個々の非常時優先業務の実施要領は、別に定める業務手順によることとする。

限られた資源で非常時優先業務を実施することとなり、業務間で資源の競合が生じることも予想されるので、愛知県庁BCPの基本方針及び対処方針（「第1章 基本事項 4」を参照）に基づき、優先度を判断して資源配分を調整しつつ取り組む。

6 庁内資源の調整

全庁的に資源配分を調整する必要があるものについては、各資源担当課で個別の対応マニュアルを作成しており、発災時は被害状況等を考慮のうえ、これらのマニュアルに基づいて庁内調整を行う。

(1) 職員の配置調整

職員の安否や参集の状況によって、非常時優先業務の実施のため必要な要員が不足する場合は、職員配置を一時的に変更し、職員不足の解消又は軽減を図る。

各所属内で配置調整を行うことを基本とし、それができない場合は各局で、局で調整できないときは局をまたいで全庁的に配置調整する。

具体的な要領は、別に定める「職員配置調整マニュアル」による。

(2) 職員の支援

応急対策が長期に及ぶ場合、業務に従事する職員に対する後方支援（食料・飲料水の確保・提供、仮眠室の利用調整、負傷した職員の治療・健康支援等）も疎かにできない。後方支援の業務それ自体は応急対策ではないが、これらが滞ると結果として応急対策の進捗に支障をもたらすおそれがあり、業務継続を支える重要な要素といえる。

これらの調整は各所属内で行うことを基本とし、それができない場合は各局で、局で調整できないときは局をまたいで全庁的に調整する。

具体的な要領は、別に定める「職員支援マニュアル」による。

(3) 庁舎設備・執務室等の調整

県庁舎が被災した場合、来庁者・帰宅困難者の避難場所への誘導や、庁舎設備・執務室等の利用調整が必要となることも想定される。

来庁者等があれば定められた避難場所へ安全に避難誘導を行うほか、各所属から報告された執務室等の被害状況を踏まえ、執務室等の使用について協議、判断する。

具体的な要領は、別に定める「庁舎設備・執務室等調整マニュアル」による。

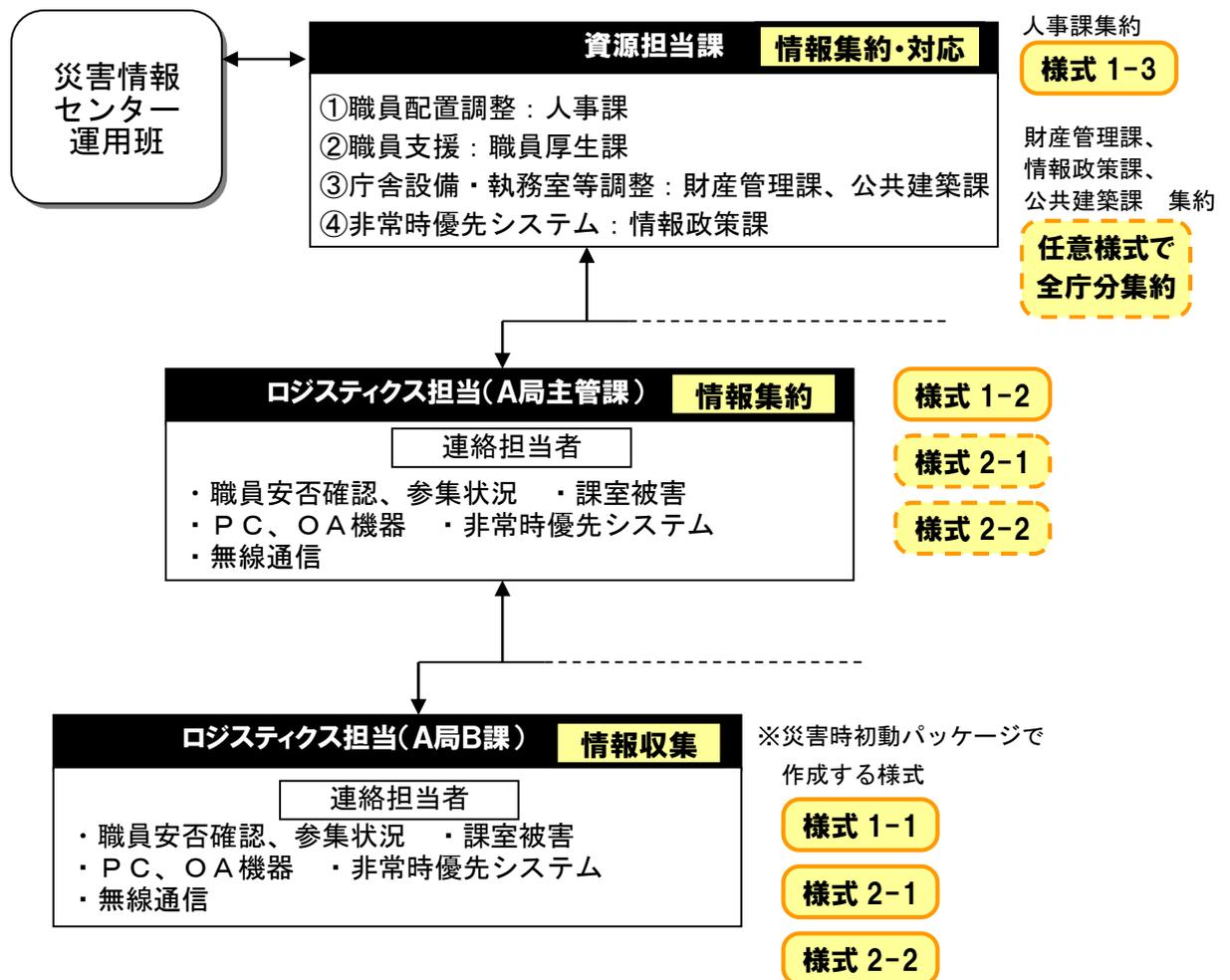
(4) 非常時優先システムの対応

非常時優先業務に不可欠な情報システム（非常時優先システム）への被害を軽減し、被害が生じた場合には早期に復旧する必要がある。

各所属から報告された非常時優先システムの被害状況を踏まえ、障害の復旧を行う。

具体的な要領は、別に定める「非常時優先システム対応マニュアル」による。

(1)～(4)の資源については、作業の効率化を図るため、愛知県庁BCPで被害状況の報告・集約方法を統一している。



図表 4-3 資源の被害状況報告のイメージ

7 災害対策本部の長期運営における留意点

災害対策本部の活動を長期にわたり継続して行う場合、要員に対する後方支援体制（6（2））を確立することに加え、組織運営が適切になされなければならない。具体的には次のような点に留意し、効果的に災害対策本部が運営されるよう努める。

- 特定職員への過度の負担を防ぐため、交替制（ローテーション）のしくみの確立
- 要員交替時に効率よく必要な業務を引き継ぐことができる共通フォーマットの作成
- 活動記録をまとめて検証に資するため、処置内容や関連資料を体系的、時系列に蓄積していく文書管理のしくみの確立

8 勤務時間内の地震発生時の行動

勤務時間内に地震が発生した場合は、多くの職員が在庁しているので、参集に関しては大きな問題はないと考えられる。

地震発生直後に庁内放送で緊急地震速報が流れるので、速やかに自分自身や来庁者の安全確保の措置をとる。なお、気象庁が緊急地震速報を発表してから強い揺れが到達するまでは、数秒から長くても数十秒程度と極めて短く、震源に近いところでは間に合わない。また、予

測と観測される震度の間に誤差が生じるなどの限界もある。

以下に地震発生後に必要となる行動や留意点を示す。余震により二次災害が発生する可能性があるため、応急対策の実施に当たり十分に注意する。

なお、家族等の安否確認ができるよう、あらかじめ職員各自が連絡手段等を定めておく。

○実施している通常業務は、一時中断する。

○職員・来庁者等の被害状況を確認する。負傷者がある場合は、応急救護等の所要の措置をとる。

○出張、休暇中等の職員も、各自で安全確保措置をとるとともに、所属に安否を連絡する。

また、周辺の被害状況を把握したり、必要に応じて周辺の防災活動への協力等に努める。

○庁舎・執務室、情報システムの稼働状況等、非常時優先業務に必要な資源や環境に関する被害状況を確認する。

○災害情報センターを開設して初動業務に取りかかり、各所属でも非常時優先業務に着手する。

○来庁者が滞留し、帰宅困難な状況となっている場合は、定められた避難場所への安全な誘導に備える。

第5章 非常時優先業務

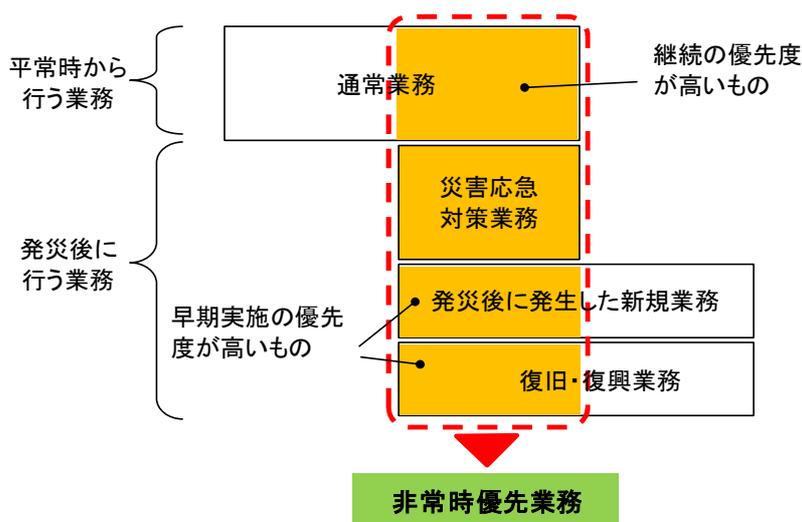
1 非常時優先業務

大規模災害時には、ヒト、モノ、情報、ライフライン等の資源が被災により大きな制約を受け、県の災害対応にも影響が及ぶ。職員本人や家族が負傷して参集が困難になる、応急対策の拠点となる庁舎が損壊して当面の使用ができなくなるなどのほか、通信機能の支障により被害情報の収集に時間を要したり、電力や水道といったライフラインの支障が不便をもたらすといった事態が生じるものと考えられる。

そのような状況下でも県として必要な業務を遂行するため、災害時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）をあらかじめ選定し、限られた資源をそれらに割り当てる必要がある。

(1) 非常時優先業務のイメージ

非常時優先業務は、地域防災計画に基づく災害応急対策業務（早期実施の優先度が高い復旧・復興業務を含む）と、継続の優先度が高い通常業務等から構成される。



図表 5-1 非常時優先業務のイメージ

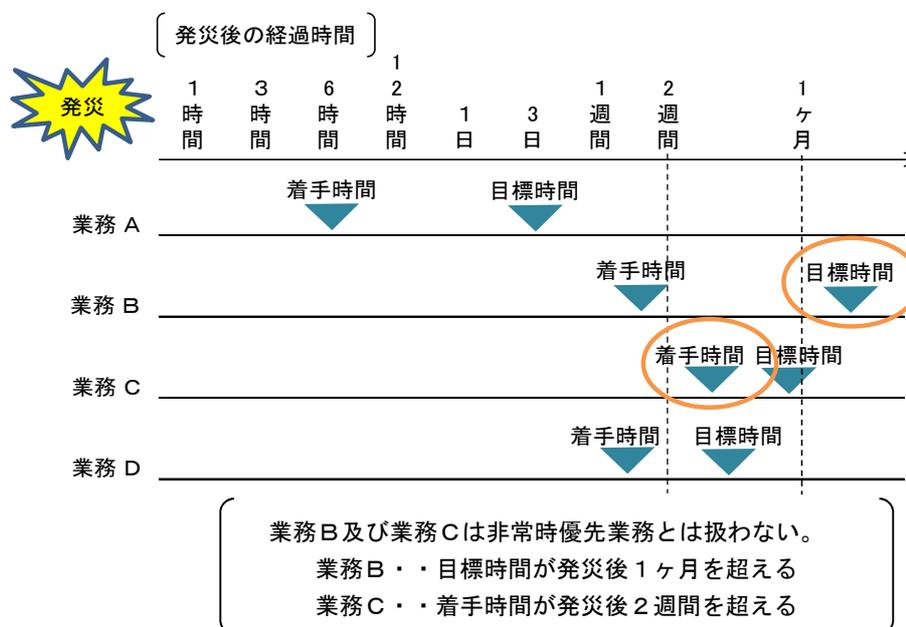
(2) 選定の考え方

非常時優先業務の選定に当たっては、各課の所管する業務を洗い出し、それらのうち非常時優先業務とする指標を満たすものを抽出した。各業務について回復・復旧の目標とすべき水準（目標レベル）を設定し、発災後どれくらい経過した時点で目標レベルに到達しているべきか（目標時間）、また、そのためにいつまでに業務に着手すべきか（着手時間）を検討している。

発災後の時間経過に伴い、各業務が目標レベルに到達しないことによる影響（県民の生命、身体、財産の被害、県への信頼性の低下、法令違反など）が徐々に大きくなることから、業務の開始・再開の遅延が及ぼす影響の大きさを、発災からの経過時間を追って評価

し、非常時優先業務とするかどうかの判断指標としている。

具体的には、着手時間が発災後2週間以内、かつ目標時間が発災後1ヶ月以内である業務を非常時優先業務とした。それだけの期間、中断しても大きな影響が生じない業務は、非常時優先業務からは除くこととしている。



図表 5-2 着手時間・目標時間と非常時優先業務の関係



図表 5-3 目標時間・着手時間のイメージ

2 非常時優先業務の現況

県庁の全業務を洗い出し、基本方針に基づいて緊急性や影響度を評価した結果、非常時優先業務は 666 件で、これらのうち、地域防災計画に基づく災害応急対策業務は 576 件、継続の優先度が高い通常業務は 90 件である（平成 30 年 4 月調査）。

限られた資源を非常時優先業務に優先的に配分するため、その他の業務は、災害時には積極的に休止、抑制する。休止した業務は、被害状況や資源の状況を考慮しながら、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次、再開していくこととする。

<p><主な休止業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶人事、職員研修関係 ▶広報広聴（緊急性のないもの） ▶給与関係の認定（災害時は緊急措置として前月データで支払後精算） ▶講習、資格試験（実施日が近いものは延期を周知） ▶行政評価、行政監査、定期監査 ▶交付金、補助金（災害復旧関係を除く） ▶県の施工工事（二次災害防止の安全措置を図ったうえで当面中止） ▶計画の企画立案等（災害復興に関する計画等を除く） ▶許認可の届出（緊急性のないもの）
--

(1) 非常時優先業務の体系

非常時優先業務を発災後の時間軸に沿って見ると、初動期には、災害対策本部機能の確立、被害等情報の収集、人命の救出・救助、避難生活者への支援等に重点を置き、続く応急復旧期には、道路等インフラの早期復旧など、被災者の日常生活の回復を支援する取組へと移行していくことを想定している。

着手時期	想定される事象	重点的に取り組む事項
発災から 24 時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に甚大な人的・物的損害が発生し情報が途絶 ・ 県庁の被災により、職員・資源・情報が制約 ・ 被災地域、規模が次第に判明 ・ 避難所での食料等の要望 	<ul style="list-style-type: none"> ①災害対策本部の設置・運営 ②渉外対応（応援派遣依頼） ③医療対策 ④応急給水の実施 ⑤食料の供給 ⑥生活必需物資の供給
2 日目 ～3 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所生活者から様々なニーズが増加 	<ul style="list-style-type: none"> ①健康支援 ②福祉対策 ③住宅の応急危険度判定
4 日目 ～2 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会機能の復旧に関する要望が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅の確保 ②教育の早期再開 ③インフラの維持・早期復旧 ④産業支援

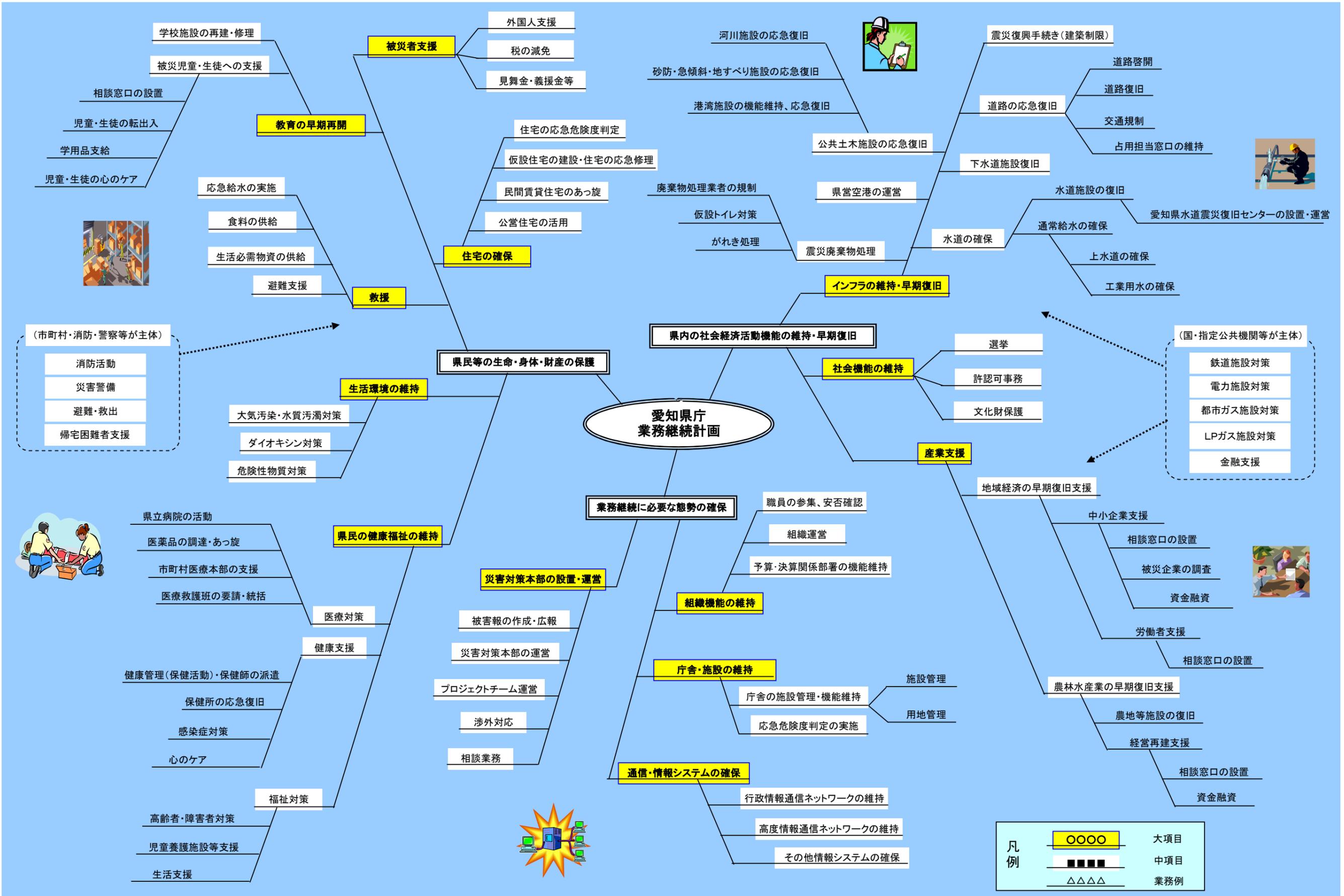
図表 5-4 経過時間と重点的な取組事項

愛知県庁BCPでは、非常時優先業務を3つの「基本方針」（第1章 4 を参照）、対策分野を示す「大項目」さらに個別の施策を表す「中項目」の3階層に分類している。

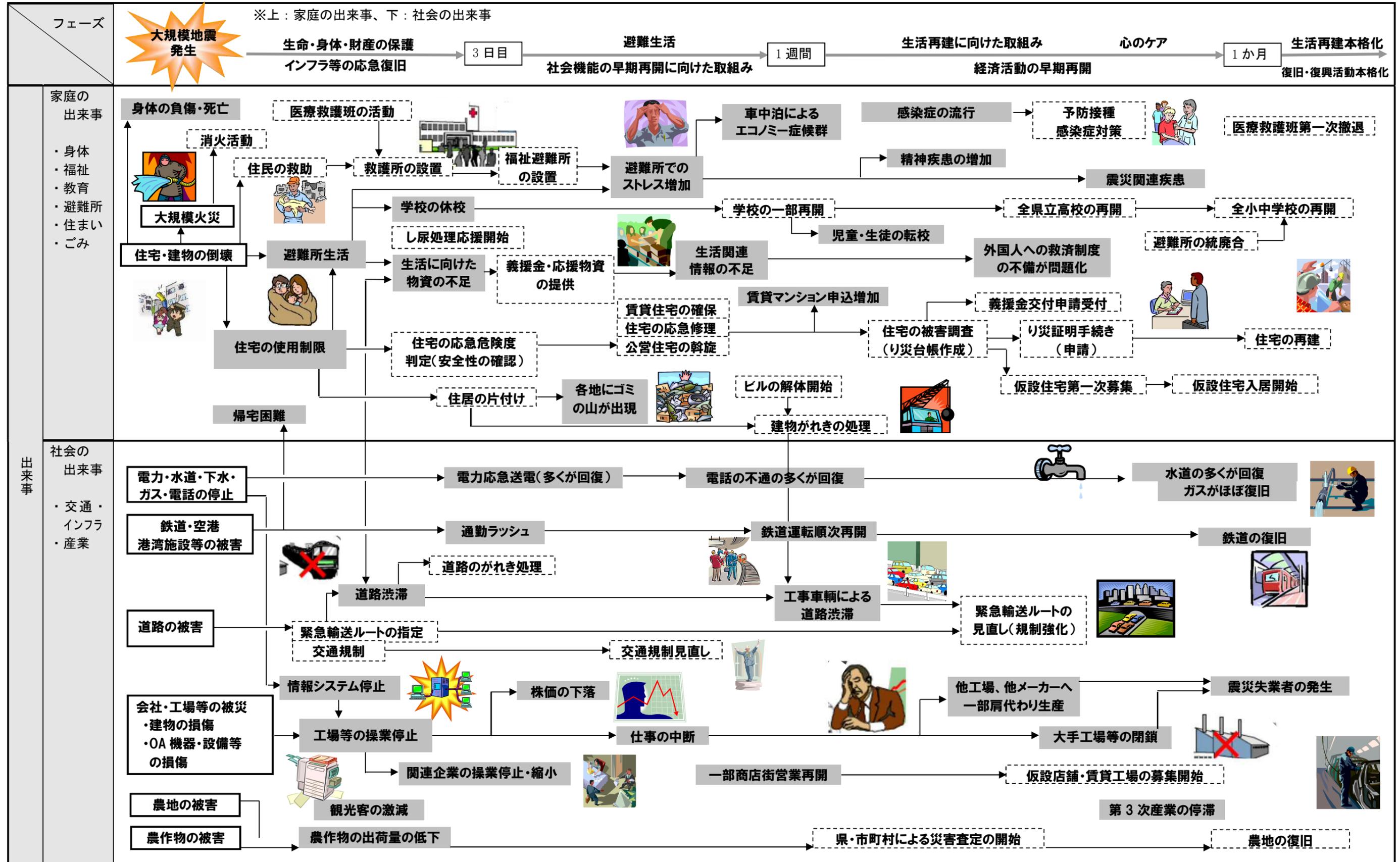
基本方針	大項目	中項目	
I 県民等の生命・身体・財産の保護	1 救援	①応急給水の実施	
		②食料の供給	
		③生活必需物資の供給	
		④避難支援	
	2 県民の健康福祉の維持	①医療対策	
		②健康支援	
		③福祉対策	
	3 住宅の確保	①住宅の応急危険度判定	
		②公営住宅の活用	
		③民間賃貸住宅のあっ旋	
		④仮設住宅の建設・住宅の応急修理	
	4 生活環境の維持	①大気汚染・水質汚濁対策	
		②ダイオキシン対策	
		③危険性物質対策	
	5 被災者支援	①外国人支援	
		②税の減免	
		③見舞金・義援金等	
	6 教育の早期再開	①被災児童・生徒への支援	
		②学校施設の再建・修理	
	II 県内の社会経済活動機能の維持・早期復旧	1 社会機能の維持	①選挙
			②許認可事務
			③文化財保護
		2 インフラの維持・早期復旧	①水道の確保
			②下水道施設復旧
③道路の応急復旧			
④公共土木施設の応急復旧			
⑤県営空港の運営			
⑥震災廃棄物処理			
⑦震災復興手続き(建築制限)			
3 産業支援		①地域経済の早期復旧支援	
		②農林水産業の早期復旧支援	
III 業務継続に必要な態勢の確保		1 災害対策本部の設置・運営	①被害報の作成・広報
			②災害対策本部の運営
			③プロジェクトチーム運営
	④渉外対応		
	⑤相談業務		
	2 組織機能の維持	①職員の参集、安否確認	
		②組織運営	
		③予算・決算関係部署の機能維持	
	3 庁舎・施設の維持	①庁舎の施設管理・機能維持	
		②応急危険度判定の実施	
	4 通信・情報システムの確保	①行政情報通信ネットワークの維持	
		②高度情報通信ネットワークの維持	
		③その他情報システムの確保	

図表 5-5 非常時優先業務の分類

非常時優先業務マインドマップ



凡例	〇〇〇〇	大項目
	■ ■ ■ ■	中項目
	△ △ △ △	業務例



以下に、大項目毎の主要な非常時優先業務を示す。

なお、被害や資源の制約状況によっては、各非常時優先業務について定めた活動目標が達成できない場合もあるので、引き続き、着手時間や目標時間の設定を精査するなどし、非常時優先業務を見直すように努める。

(2) 主要な非常時優先業務

【基本方針 I】 県民等の生命・身体・財産の保護

① [大項目] 救援

ア 活動目標

中項目	活動目標
応急給水の実施	・ 24 時間以内に応急給水を実施する。
食料の供給	・ 24 時間以内に緊急食料の支援体制を確立する。
生活必需物資の供給	・ 24 時間以内に生活必需物資の支援体制を確立する。
避難支援	・ 水防警報等を発表する体制を継続する。

イ 実施機関

本庁	県民文化局、保健医療局、経済産業局、農業水産局、建設局、企業庁
地方機関	東三河総局、新城設楽振興事務所、各県民事務所及び各県民センター（以下「県民事務所等」という。）、保健所、農林水産事務所、建設事務所、水道事務所

ウ 時間経過と活動イメージ

中項目	0 時間	1 時間	3 時間	6 時間	12 時間	24 時間	3 日	5 日	1 週間	2 週間
応急給水の実施						保健医療局：被害把握・応急給水支援 → 企業庁：給水車等による水道水提供				
食料の供給						農業水産局：食料支援体制の確立 →				
生活必需物資の供給						経済産業局：生活必需物資支援体制の確立 → 県民文化局：生活物資の需要・価格情報収集 →				
避難支援						建設局：水防警報等発表体制継続 →				

【基本方針 I】 県民等の生命・身体・財産の保護

② [大項目] 県民の健康福祉の維持

ア 活動目標

中項目	活動目標
医療対策	・ 3 時間を目処にDMAT 及び医療救護班の受入を指示・調整する。
健康支援	・ 12 時間以内に保健師の活動支援・調整を行う。 ・ 2 日以内に不足保健師の応援体制を確立する。
福祉対策	・ 3 日間以内に被災した要介護高齢者、障害者等の施設利用調整を図る。 ・ 1 週間以内に生活保護費、障害者に対する手当等の支給を再開する。

イ 実施機関

本庁	福祉局、保健医療局、病院事業庁
地方機関	保健所、福祉相談センター、児童相談センター、愛知学園、医療療育総合センター、精神保健福祉センター、衛生研究所、動物保護管理センター、がんセンター、精神医療センター、あいち小児保健医療総合センター

ウ 時間経過と活動イメージ

中項目	0 時間	1 時間	3 時間	6 時間	12 時間	24 時間	3 日	5 日	1 週間	2 週間
医療対策			保健医療局：医療救護班編成指示			保健医療局：医薬品の調達あつせん				
健康支援		保健医療局：精神障害者等への緊急対応		保健医療局：保健師の支援・調整		保健医療局：保健師の要請・確保		保健医療局：栄養・食生活支援、食品衛生の保持等		保健医療局：と畜検査・食鳥検査
福祉対策		福祉局：児童等の一時保護対応			福祉局：社会福祉施設等の被害把握		福祉局：被災社会福祉施設等の入所者等の受入調整		福祉局：障害者等の施設利用調整	福祉局：生活保護費等の支給

【基本方針 I】 県民等の生命・身体・財産の保護

③ [大項目] 住宅の確保

ア 活動目標

中項目	活動目標
住宅の応急危険度判定	・ 1 か月以内に被災建築物の応急危険度判定を完了する。
公営住宅の活用	・ 3 日以内に県営住宅の被害状況を把握する。
民間賃貸住宅のあっ旋	・ 1 か月以内に民間賃貸住宅の借り上げを行う。
仮設住宅の建設・住宅の応急修理	・ 2 週間以内に応急修理の申込みを受け付ける。 ・ 1 週間以内に仮設住宅の第 1 次発注を行う。

イ 実施機関

本庁	農林基盤局、建築局
地方機関	農林水産事務所、建設事務所

ウ 時間経過と活動イメージ

中項目	0 時間	1 時間	3 時間	6 時間	12 時間	24 時間	3 日	5 日	1 週間	2 週間
住宅の応急危険度判定										建築局：応急危険度判定の実施
公営住宅の活用										建築局：県営住宅の被害状況の把握 建築局：県営住宅の応急復旧 建築局：公共賃貸住宅一時入居
民間賃貸住宅のあっ旋										建築局：民間賃貸住宅の借上げ
仮設住宅の建設・住宅の応急修理										建築局：住宅の応急修理 建築局：仮設住宅の着工 農林基盤局：木竹材の確保

【基本方針 I】 県民等の生命・身体・財産の保護

④ [大項目] 生活環境の維持

ア 活動目標

中項目	活動目標
大気汚染・水質汚濁対策	・ 1 週間以内に環境調査を実施する。
ダイオキシン対策	・ 1 週間以内に環境調査を実施する。
危険性物質対策	・ 6 時間以内に危険性物質等の緊急措置を要請する。

イ 実施機関

本庁	防災安全局、環境局、保健医療局
地方機関	県民事務所等、環境調査センター、保健所

ウ 時間経過と活動イメージ

中項目	0 時間	1 時間	3 時間	6 時間	12 時間	24 時間	3 日	5 日	1 週間	2 週間	
大気汚染・水質汚濁対策			環境局：大気汚染モニタリング		環境局：被害拡大防止等の指示		環境局：民間建築物アスベスト対策		環境局：大気汚染緊急時対策		
ダイオキシン対策			環境局：ダイオキシン類排出防止命令等		環境局：ダイオキシン類の調査						
危険性物質対策		防災安全局：危険物の緊急措置等の命令・要請	保健医療局：毒物・劇物の保安	防災安全局：消防庁等への支援要請	環境局：化学物質排出防止等の命令		環境局：PCB 廃棄物の飛散・流出の確認				

【基本方針Ⅰ】県民等の生命・身体・財産の保護

⑤ [大項目] 被災者支援

ア 活動目標

中項目	活動目標
外国人支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 時間以内に外国公館への情報提供を行う。 ・ 12 時間以内に翻訳した災害情報を提供する。
税の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 日間以内に災害による県税の減免等の申請受付を開始する。
見舞金・義援金等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 日間以内に義援金受入口座の開設と広報を行う。 ・ 1 週間以内に被災者生活再建支援法の適用を決定する。 ・ 1 か月以内に見舞金を支給する。

イ 実施機関

本庁	政策企画局、総務局、県民文化局、防災安全局、福祉局、会計局
----	-------------------------------

ウ 時間経過と活動イメージ

中項目	0 時間	1 時間	3 時間	6 時間	12 時間	24 時間	3 日	5 日	1 週間	2 週間
外国人支援			政策企画局：外国公館等の連絡折衝 →	県民文化局：災害関連情報の多言語での提供 →	県民文化局：被災地外国人対応への広域的な支援 →					
税の減免							総務局：県税の軽減・免除等の受付 →			
見舞金・義援金等							会計局：義援金の受付 →	防災安全局：被災者生活再建支援法の適用 →	福祉局：見舞金・弔慰金の支給 →	

【基本方針 I】 県民等の生命・身体・財産の保護

⑥ [大項目] 教育の早期再開

ア 活動目標

中項目	活動目標
被災児童・生徒への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 日以内に被災児童・生徒の転出入の取扱いを決定する。 ・ 2 週間以内に学用品を支給する。 ・ 授業の再開に合わせ 1 か月以内にスクールカウンセラーを設置する。
学校施設の再建・修理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 時間以内に県立学校の施設被害状況を把握する。 ・ 1 週間以内に私立学校の施設被害状況を把握する。

イ 実施機関

本庁	県民文化局、教育委員会
地方機関	教育事務所、県立学校

ウ 時間経過と活動イメージ

中項目	0 時間	1 時間	3 時間	6 時間	12 時間	24 時間	3 日	5 日	1 週間	2 週間	
被災児童・生徒への支援					教育委員会：授業の実施状況把握			教育委員会：被災児童生徒の転出入	教育委員会：学用品の支給	教育委員会：応急給食の実施	教育委員会：スクールカウンセラー設置
学校施設の再建・修理			教育委員会：県立学校の被害状況の把握			県民文化局：私立学校の被災状況の把握					

【基本方針Ⅱ】県内の社会経済活動機能の維持・早期復旧

① [大項目] 社会機能の維持

ア 活動目標

中項目	活動目標
選挙	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙の執行状況に応じて、繰延投票等の対応も含め、選挙執行体制を継続する。 ・政治団体の設立等に関して、1週間以内に各種届出を受理できる体制をとる。
許認可事務	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス設備等保安関係のうち、住民生活・災害復旧活動に不可欠な施設に関する許可・検査等を1週間以内実施する。 ・緊急性の高い食品営業を優先し2週間以内に許可事務を再開する。 ・生活衛生関係営業及び墓地、火葬場等の許可・確認事務を2週間以内実施する ・解体業者登録等の受付事務を1か月以内実施する。 ・建設業許可、宅地建物取引業の免許、主任者の登録等について、システム被災時は2週間以内に復旧し、1か月以内に受付業務を再開する。
文化財保護	<ul style="list-style-type: none"> ・県史資料の散逸を防ぐため保存に関する応急措置と所蔵者への保存継続の広報を1か月以内に行う。

イ 実施機関

本庁	総務局、防災安全局、保健医療局、都市整備局、選挙管理委員会事務局
地方機関	県民事務所等、保健所、建設事務所

ウ 時間経過と活動イメージ

中項目	0時間	1時間	3時間	6時間	12時間	24時間	3日	5日	1週間	2週間
選挙						選管事務局：選挙の執行				
										選管事務局：政治団体の届出等の受理
許認可事務										
										防災安全局：高圧ガス施設等の許可・検査
										保健医療局：食品衛生の許可事務
										保健医療局：生活衛生関係営業等の許可事務
										都市整備局：解体業受付
										都市整備局：建設業、宅建業等受付
文化財保護										
										総務局：県史資料の調査・収集

【基本方針Ⅱ】県内の社会経済活動機能の維持・早期復旧

② [大項目] インフラの維持・早期復旧

ア 活動目標

中項目	活動目標
水道の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の維持に必要な水道の確保を継続する。 ・上水は、2週間以内に平常給水を行う。 ・工業用水は、1か月以内に復旧する。
下水道施設復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に下水道の二次災害防止措置を行う。
道路の啓開	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間以内に道路パトロールを出勤し、3時間以内に情報を収集する。 ・3時間以内に通行規制情報（第1報）を提供し、24時間以内に緊急輸送道路全体の被害状況を把握する。 ・24時間以内に最優先に啓開する緊急輸送道路を決定する。 ・3日以内にくしの歯ルート、1週間以内に緊急輸送道路を啓開する。
河川・海岸・砂防の被害情報の把握・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・河川及び海岸については、3時間以内に被害情報（第1報）を提供し、3日以内に全体の被害状況を把握する。 ・二次的な土砂災害の危険度を、1週間以内に市町村・県民に周知する。 ・ダムについては、3時間以内に1次点検、24時間以内に2次点検を実施する。
県営空港の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・6時間以内に医師、患者、その他救援物資の緊急輸送ができるよう、被害状況の確認と応急復旧活動を行う。
震災廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に廃棄物処理施設等の破損状況把握体制を整える。 ・2週間以内に災害廃棄物の発生量を推計する。 ・2週間以内に国、他都道府県へ広域的な支援を要請する。 ・2週間以内に市町村と連絡調整し、災害廃棄物処理推進体制を整える。 ・2週間以内に解体工事現場において産業廃棄物の飛散・流出がないかを確認する。 ・1か月以内に処理可能廃棄物処理業者を把握し、関係業界への処理の協力要請を行う。
震災復興手続き（建築制限）	<ul style="list-style-type: none"> ・2週間以内に復興都市計画事業の都市計画決定を行う。 ・2週間以内に被災市街地の建築制限に関する区域指定を行う。

イ 実施機関

本庁	防災安全局、環境局、保健医療局、建設局、都市整備局、企業庁
地方機関	県民事務所等、保健所、建設事務所、港務所、工事事務所（企業庁）、水道事務所

ウ 時間経過と活動イメージ

中項目	0 時間	1 時間	3 時間	6 時間	12 時間	24 時間	3 日	5 日	1 週間	2 週間
水道の確保	企業庁：水源の確保 →	企業庁：水道の応急復旧 →	企業庁：工業用水の応急復旧 →	保健医療局：水質確保の指導 →	建設局：愛知県渇水対策本部の設置（異常渇水時） →					
下水道施設復旧		建設局：下水道の二次災害防止措置 →								
道路の啓開		建設局：道路パトロール出動、情報収集 →	建設局：通行規制情報（第1報）の提供 →	建設局：緊急輸送道路全体の被害状況の把握 →	建設局：最優先に啓開する緊急輸送道路の決定 →	建設局：くしの歯ルート及び緊急輸送道路の啓開 →				
公共土木施設の応急復旧		建設局：河川・海岸の被害情報（第1報）の提供	建設局：河川・海岸全体の被害状況の把握	建設局：土砂災害の防止 →	建設局：ダムの管理（1次点検、2次点検） →					
県営空港の運営		建設局：被害状況把握、応急復旧活動 →								
震災廃棄物処理		環境局：廃棄物処理施設損壊状況の把握 →	環境局：災害廃棄物量の推計 →	環境局：国・他県等への支援要請 →	環境局：市町村との連絡調整 →	環境局：産業廃棄物の飛散・流出の確認 →	環境局：関係業界への協力要請 →			
震災復興手続き（建築制限）				都市整備局：震災復興都市計画決定手続 →	都市整備局：被災市街地建築制限区域指定 →					

【基本方針Ⅱ】県内の社会経済活動機能の維持・早期復旧

③ [大項目] 産業支援

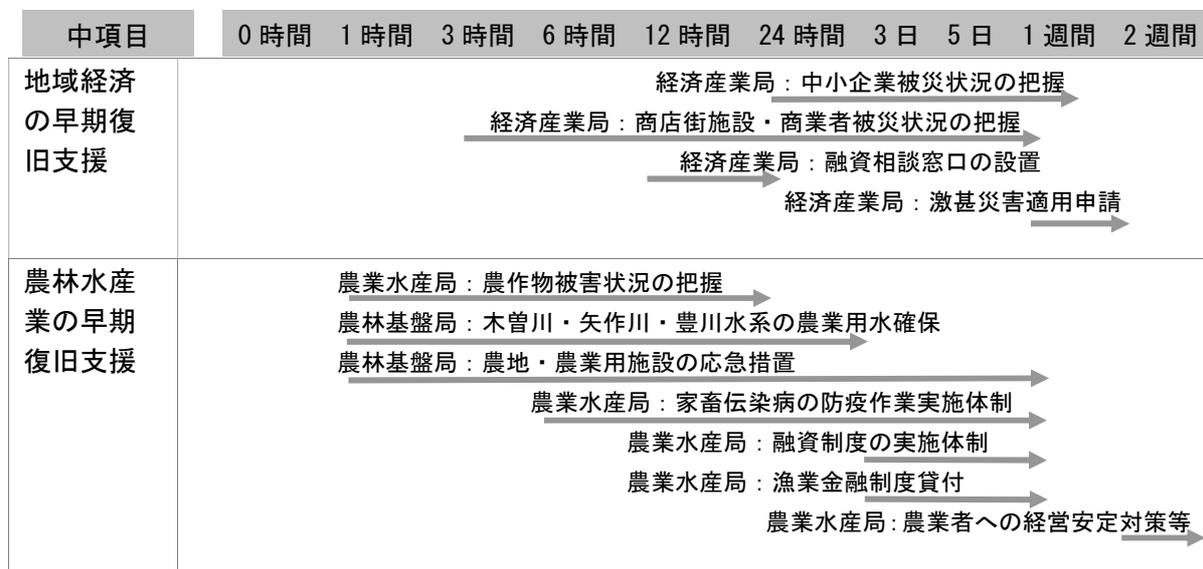
ア 活動目標

中項目	活動目標
地域経済の早期復旧支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 週間以内に県内の中小企業等の被災状況を把握する。 ・ 1 週間以内に県内の商店街施設、商業者等の被災状況を把握する。 ・ 24 時間以内に被災者に対する融資相談窓口を設置する。 ・ 2 週間以内に被害額を算出し、国に激甚災害の適用申請を行う。
農林水産業の早期復旧支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24 時間以内に県内全域の農作物の被害状況を把握する。 ・ 3 日間以内に当面必要な農業用水を確保する。 ・ 1 週間以内に農地・農業用施設の応急措置を実行する。 ・ 1 週間以内に家畜伝染病の被害状況を確認し防疫作業を実施できる体制をとる。 ・ 1 週間以内に天災融資制度及び各種融資制度を活用できる体制をとる。 ・ 1 週間以内に漁業金融制度資金を貸し付けできる体制をとる。 ・ 1 か月以内に被災農業者へ技術対策や経営安定対策を実施する。

イ 実施機関

本庁	経済産業局、農業水産局、農林基盤局
地方機関	県民事務所等、農林水産事務所

ウ 時間経過と活動イメージ



【基本方針Ⅲ】業務継続に必要な態勢の確保

① [大項目] 災害対策本部の設置・運営

ア 活動目標

中項目	活動目標
被害報の作成・ 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 時間以内に速報値として被害状況を把握し、災害情報センターへ報告する。 ・ 3 時間以内に被害報（第 1 報）を発表する。
災害対策本部の 運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災後直ちに災害情報センターを開設する。 ・ 3 時間以内に防災ヘリ及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を運用し情報収集する。 ・ 3 時間以内に各部局の指揮命令系統を確立する。 ・ 3 時間以内に第 1 回本部員会議を実施する。 ・ 1 か月以内に復興計画の基本的な考え方を取りまとめる。
プロジェクト チーム運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災直後から防災ヘリコプターによる災害応急対策を実施する。 ・ 3 時間以内に緊急物資、県民相談のプロジェクトチームを設置し、必要に応じ、緊急輸送、応急医療、救出救助、航空運用、ボランティア支援、復興体制検討のプロジェクトチームを設置する。 ・ 3 日以内に広域ボランティア本部の開設を協議・決定する。
渉外対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 時間以内に消防庁に被害状況等を報告する。 ・ 3 時間以内に自衛隊に災害派遣要請を行う。 ・ 3 時間以内に消防応援活動調整本部を設置し、緊急消防援助隊の受入体制を整える。 ・ 3 時間以内に他県（中部ブロック幹事県）と連絡調整を行う。 ・ 24 時間以内に政府等の災害視察の受入調整を行う。 ・ 1 週間以内に災害救助法の適用を決定、公示する。
相談業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 時間以内に災害対応に関する広報資料を作成する。 ・ 24 時間以内に県税に関する相談を開始する。 ・ 24 時間以内に国際交流協会等による外国人相談を開始する。 ・ 24 時間以内に健康・福祉に関する相談を開始する。 ・ 24 時間以内に産業・雇用に関する相談を開始する。 ・ 24 時間以内に農作物被害に関する相談を開始する。 ・ 24 時間以内に農地・農業用施設の被害に関する相談を開始する。 ・ 2 週間以内に被災建築物に関する相談を開始する。 ・ 24 時間以内に義援金の受付に関する相談を開始する。 ・ 24 時間以内に授業料減免や教科書支給等に関する相談を開始する。 ・ 3 日間以内に地震に便乗した悪質商法等の消費生活相談を開始する。

イ 実施機関

本庁	全局
地方機関	全地方機関

【基本方針Ⅲ】業務継続に必要な態勢の確保

② [大項目] 組織機能の維持

ア 活動目標

中項目	活動目標
職員の参集、 安否確認	・ 3 時間以内に非常配備参集状況をとりとめる。
組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃事態等に関する E m - N e t（緊急情報ネットワークシステム）による国からの通知の受信体制を継続する。 ・ 災害対策以外での緊急性の高い重要事案に関して報道発表を行う場合は、3 時間以内に実施できる体制を整える。 ・ 3 時間以内に負傷した職員の応急医療を確保する体制を整える。 ・ 12 時間以内に職員の仮眠、宿泊施設の確保のための措置をとる。 ・ 24 時間以内に県議会への情報提供等を行う。
予算・決算関係 部署の機能維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24 時間以内に必要事業の予算措置等の作業を進める。 ・ 24 時間以内に必要最低限の物品の購入を取りまとめる。 ・ 1 週間以内に当面の支払いが必要なものの支払い手続きを行う。 ・ 2 週間以内に工事の完了検査を行う。

イ 実施機関

本庁	全局
地方機関	全地方機関

ウ 時間経過と活動イメージ

中項目	0 時間	1 時間	3 時間	6 時間	12 時間	24 時間	3 日	5 日	1 週間	2 週間	
職員の参集、 安否確認		全局：職員参集状況のとりとめ 									
組織運営		防災安全局：E m - N e t（緊急情報ネットワークシステム）受信体制の継続 全局：緊急性の高い重要事案の発表 人事局：負傷職員の応急医療体制整備 人事局：職員の仮眠、宿泊施設の確保措置 全局：県議会への情報提供 									
予算・決算 関係部署 の機能維持		全局：必要事業の予算措置等の作業実施 全局：必要な物品購入のまとめ 全局：県費支払い手続き 農林基盤局・建設局・企業庁：工事完了検査の実施 									

【基本方針Ⅲ】業務継続に必要な態勢の確保

③ [大項目] 庁舎・施設の維持

ア 活動目標

中項目	活動目標
庁舎の施設管理・機能維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立社会福祉施設等における入所者等の安全確保を継続する。 ・ 1 時間以内に災害対策に必要な集中管理公用車を確保する。 ・ 3 時間以内に本庁各課室及び地方機関の被害状況を確認し情報センターへ報告する。 ・ 3 時間以内に事務室、会議室の配置調整の必要性を確認する。 ・ 24 時間以内に応急修繕が必要な施設を把握する。 ・ 1 か月以内に庁舎の応急修繕工事を完了する。
応急危険度判定の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般県有施設については、24 時間以内に応急危険度判定を実施し、利用可否を判定する。 ・ 災害拠点施設及び避難施設については、24 時間以内に施設管理者へ情報提供を行う。

イ 実施機関

本庁	全局
地方機関	全地方機関

ウ 時間経過と活動イメージ

中項目	0 時間	1 時間	3 時間	6 時間	12 時間	24 時間	3 日	5 日	1 週間	2 週間
庁舎の施設管理・機能維持	福祉局：県立社会福祉施設等での入所者等の安全確保	総務局：集中管理公用車の確保	全局：本庁・地方機関の被害状況確認及び報告	全局：事務室、会議室の配置調整の必要性の確認	全局：応急修繕が必要な施設の把握	建築局：庁舎応急修繕工事の完了				
応急危険度判定の実施			全局：一般県有施設の応急危険度判定	建築局：災害拠点施設・避難施設への情報提供						

【基本方針Ⅲ】業務継続に必要な態勢の確保

④ [大項目] 通信・情報システムの確保

ア 活動目標

中項目	活動目標
行政情報通信ネットワークの維持	・ 行政情報通信ネットワークが途絶しないよう通信を維持する。
高度情報通信ネットワークの維持	・ 災害関連情報が途絶しないよう通信を維持する。 ・ 高度情報通信ネットワークが途絶しないよう通信を維持する。
その他情報システムの確保	・ 防災情報システムによる情報収集等を継続する。 ・ 1時間以内に庁内電話の統制を行う。 ・ 3時間以内に総合行政ネットワーク（L GWAN）の稼働を確保する。 ・ 3時間以内に広域災害・救急医療情報システムホームページから救急対応病院等の情報提供を行う。 ・ 3日以内に住民基本台帳ネットワークに関する関係機関との調整を行う。 ・ 3日以内に建設部・企業庁の工事積算システムを復旧する。

イ 実施機関

本庁	総務局、防災安全局、保健医療局、建設局、企業庁
----	-------------------------

ウ 時間経過と活動イメージ

中項目	0時間	1時間	3時間	6時間	12時間	24時間	3日	5日	1週間	2週間
行政情報通信ネットワークの維持	総務局：行政情報通信ネットワークの維持									
高度情報通信ネットワークの維持	防災安全局：通信の維持 防災安全局：高度情報通信ネットワークの維持									
その他情報システムの確保	防災安全局：防災情報システムの継続 防災安全局：庁内電話統制 総務局：総合行政ネットワーク（L GWAN）の稼働確保 保健医療局：広域災害・救急医療情報システムからの情報提供 総務局：住基ネットの調整 建設局・企業庁：工事積算システム復旧									

第 6 章 業務継続力向上のための持続的な取組

業務継続力の向上を図るため、業務継続計画を策定した後も、ボトルネック対応策の実施、状況の変化に伴う計画・実施体制の見直し、職員への研修・訓練等に持続して取り組んでいく必要がある。

1 愛知県庁業務継続計画推進会議による取組の推進

愛知県庁BCPを職員の間に着せ、課題に取り組むため、全庁的な業務継続の運用・推進体制を確立する必要がある。

そのための組織として、「愛知県庁業務継続計画推進会議（BCP推進会議、座長：知事）」を設置し、業務継続に関する局間の情報共有、運用に係る調整等の取組を推進している。

2 ボトルネック対応策の実施

限られた資源で非常時優先業務を継続するため、関係課ではボトルネックとそれを取り巻く環境を分析し、課題への対応を検討して改善を図っている。

以下に、初動に影響を及ぼすおそれがある要素、すなわち業務継続における主なボトルネックと、その対応策（対応済のものは除く。）を掲げる。

①職員の参集・安否確認

ボトルネック	対応策
職員の安否・参集情報の集計に時間を要する。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等を通じて、安否・参集情報の集計・報告ルールを徹底を図る。 ・安否確認システムの導入を検討する。
浸水域に居住する職員が、参集途上で津波等により被災する。浸水域の庁舎へ参集する職員についても同様。	参集においても安全確保を優先することを職員へ周知する。

②職員の配置調整

ボトルネック	対応策
地震発生から約3日間は、参集職員数が非常時優先業務に必要な人数を下回り、人員不足となる。	継続的に非常時優先業務を見直し、着手時間を遅らせるなどにより人員不足の解消につなげる。
事前に参集状況を見込むのは困難なので、災害時にスムーズに職員の局間の配置調整が行えない。	「職員配置調整マニュアル」をベースに、柔軟に対応できるよう体制を整備する。

③職員支援

ボトルネック	対応策
応急対策が長期にわたり職員が帰宅できない中、宿泊、仮眠スペースが確保されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎会議室、自治研修所を活用する。 ・共済施設の協力や、県関連施設等の活用を検討する。

ボトルネック	対応策
応急対策が長期にわたると、職員の精神的な負担が大きくなる。	職員のメンタルケアを実施する体制を確保する。
職員用の食料・飲料水の備蓄が不足する。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員生活協同組合等に協力を要請する。 ・計画的に食料・飲料水を備蓄し、賞味期限が到来するものは更新していく。 ・参集に備え、3日分程度の食料・飲料水を備蓄する（職場でも3日分をロッカー等へ備蓄するよう努める）。
負傷した職員や来庁者の応急医療の措置が確保できない。	各課で救急医療品の備蓄を進める。

④ 応援協定

ボトルネック	対応策
災害時の応援協定等が、締結事業者の被災の影響で履行に支障が生じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・締結事業者との連絡体制・実施手順の確認、情報共有を進める。 ・締結事業者の業務継続体制の把握、業務継続計画の策定を促す。

⑤ 外部委託業務

ボトルネック	対応策
外部に委託している業務が、受託事業者の被災の影響で履行に支障が生じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時優先業務の委託事業者と発災時の体制を確認し、契約に必要事項を記載する。 ・委託事業者の業務継続体制を把握する。 ・委託事業者が対応できない場合の代替手法（業界団体との協定締結等）を検討する。

⑥ 執務環境・庁舎設備

ボトルネック	対応策
書棚等の家具が転倒し、執務室を使用するため片付け等の時間を要する。	書棚等の固定等の対策を徹底する。
窓ガラスが破損し、執務室を使用するため片付け等の時間を要する。	窓ガラスの飛散防止フィルムを貼るなどの対策を徹底する。
庁舎の天井・配管（非構造部材）が耐震化されていない。	天井・配管の耐震工事を実施する。
非常用電源から給電されるコンセントの表示が一部でされていない。	非常用電源から給電されるコンセントを確認し表示し、職員へ周知する。
非常用発電の燃料確保協定について、供給手順等が調整されていない。	協定締結事業者と燃料供給の供給手順等を調整し、円滑な供給体制を整備する。
車庫の電動シャッターが非常用発電機からの供給対象外であるため、停電時は手動で開閉する必要がある。	非常用発電機からシャッターに給電することを検討する。

⑦通信・ネットワーク

ボトルネック	対応策
サーバ機器等の故障により、行政情報通信ネットワークが利用できない。	庁舎間のネットワーク可用性（重要通信機器の二重化等）を進める。
無線中継所・耐震通信局の非常用発電燃料がなくなると、高度情報通信ネットワークシステムの運用が継続できない。	非常用発電機の72時間無給油運転を可能にするため、燃料タンクの容量増加等を検討する。
災害時優先電話の表示が一部の電話機でされていない。	災害時優先電話の表示を行い、職員へ周知する。
非常用電源からの給電コンセントに接続されていないパソコン、FAX等の機器は使用できない。	災害時に使用する機器をあらかじめ決めておく。
自治センターに設置されている情報システムサーバが、揺れにより故障する。	移設しないサーバを耐震固定等するとともに、委託業者等と発災時の対応を確認し、契約に必要事項を記載するなどする。
各所属のパソコン、サーバ等が固定されておらず、揺れにより故障する。	パソコン、サーバ等を固定するなどする。

3 BCPのマネジメント（BCM）

既に述べたように、業務継続力の向上は、計画の策定後も職員への研修・訓練、訓練結果の検証を踏まえた計画の見直し等により、持続的に取り組む必要がある。

毎年の人事異動により、各所属では職員が入れ替わるため、非常時優先業務の実施体制の確認が必要となるほか、周辺環境の変化に伴って業務手順の修正が必要となる場合もある。突然の大規模災害に際して、資源の制約がある中で遅滞なく非常時優先業務に着手するため、平常時から各所属で適切に業務継続体制を管理することが重要である。

これら業務継続についての平常時からのマネジメント活動は、BCM（Business Continuity Management）と呼ばれ、各所属で主体的かつ継続的に実施する仕組みとすることが望ましい。

（1）研修・訓練

職員が業務継続の考え方を理解し、いざというときに求められる行動や役割を日ごろから認識する必要がある。愛知県庁BCPの計画や資料を配付するのみでは十分でなく、職員が業務継続の考え方を理解し、組織にしっかりと根付かせ、定着させることが重要である。職員への普及啓発のための手法として、研修・訓練を行うことが一般的である。

ア 研修

業務継続は所属全体に関わる問題なので、職員一人ひとりがその意味と重要性を理解することが必要である。異動により新規にBCPを担当することとなった職員等を対象として、防災安全局が研修を行うほか、各所属でも新任者等への研修が必要である。

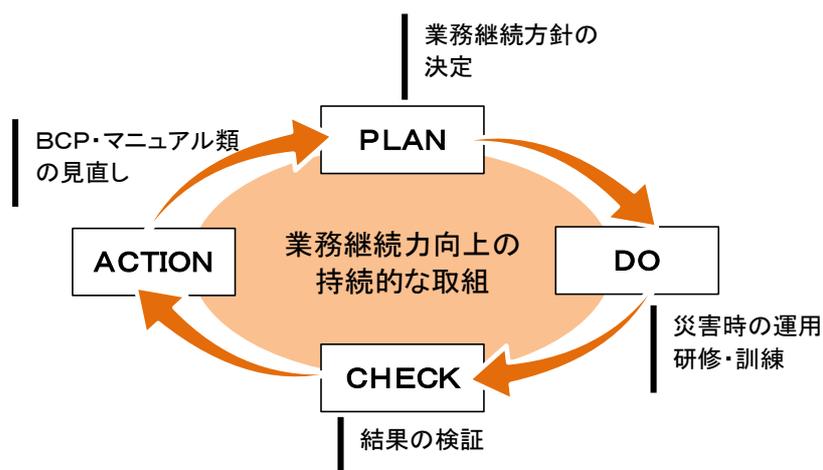
研修内容として、愛知県庁BCPの概要、被害想定、非常時優先業務の考え方、発災時の行動等が考えられる。

また、業務継続は、個別の非常時優先業務の実施のみならず、局・所属の意思決定や対

応をも含めた全体に関わる内容であるため、幹部職員に対しても十分な説明を行い、理解を得ておく必要がある。

イ 訓練

防災安全局が実施するBCP訓練や各所属で行う防災訓練等の機会に、業務継続に関する事項を取り入れ、愛知県庁BCPの実効性を検証する。訓練実施後は得られた結果を分析・検証し、非常時優先業務の実施手順を見直すなど、PDCAサイクルにのっとり改善を図っていく。



図表 6-1 業務継続のPDCAサイクル

訓練により確認する項目として、職員参集状況、安否情報収集手順、非常時優先業務の初動、資機材・備蓄品の利用調整等が考えられる。

訓練には様々な手法があるので、目的や参加者の習熟度に応じて、適切な方法、難易度を選択して企画することが肝要である。参加者が目的を理解したうえで主体的に関わり、訓練の中から何らかの気づきを得るという意識を持つことで、より高い訓練効果が期待できる。

<訓練の例>

▶初心者等を対象とする訓練

手順確認訓練：愛知県庁BCPや職場のマニュアルを読み合わせ、発災時の対応を確認する。研修の感覚で実施でき、初心者も取り組みやすい。

討議型訓練：発災時の具体的な局面の状況を示し、どのような行動を取るかを各グループで討議する。その後、進行者が解説。発災後の時系列に沿って複数の局面を用意しておく、流れが感じられる。参加者の習熟度に応じて提示する状況を調整し、難易度に変化を付けることができる。

▶比較的知識・経験のある者を対象とする訓練

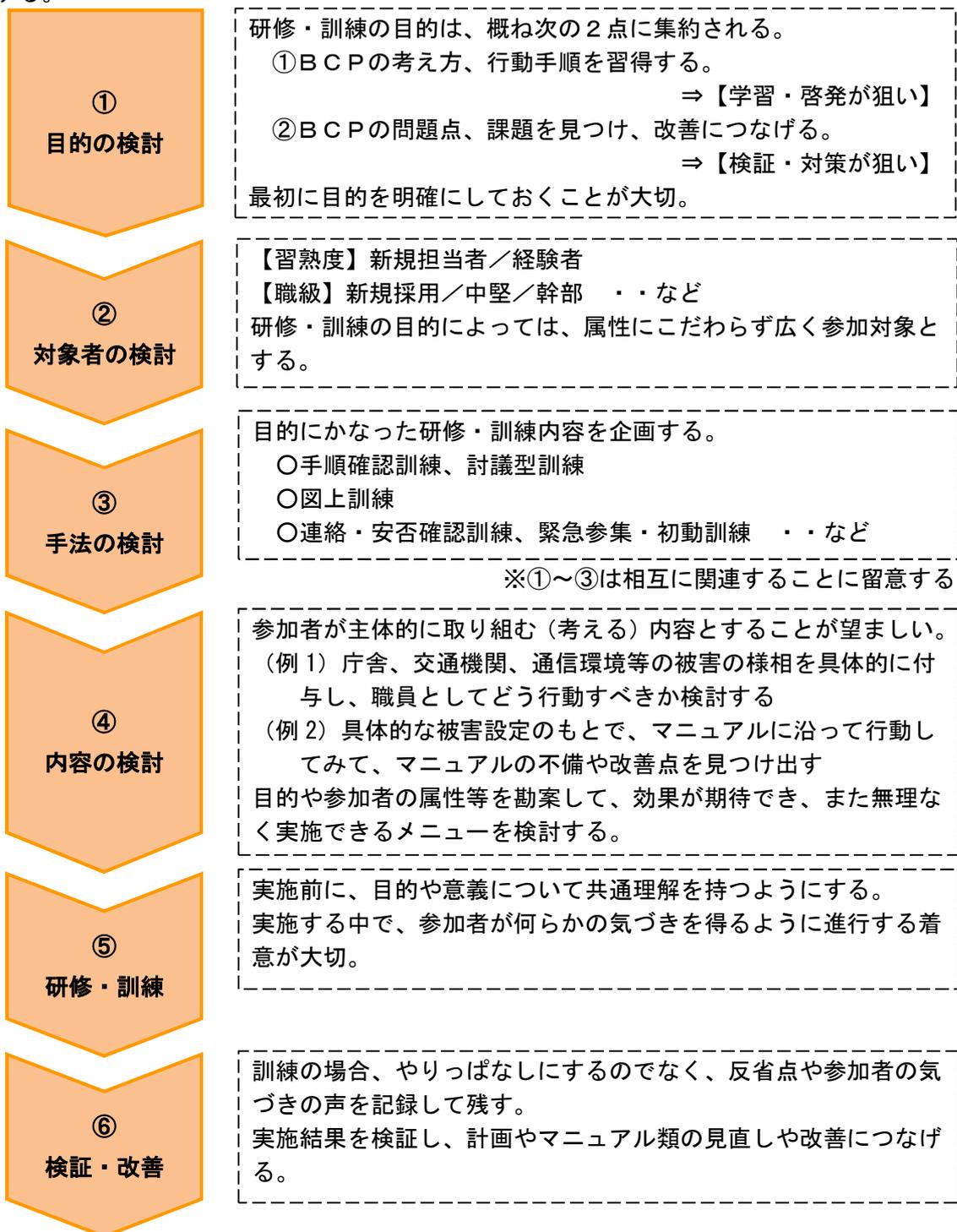
図上訓練：訓練統制側（コントローラー）から逐次、付与される具体的な状況を踏まえて、応急対策に従事する職員（プレイヤー）が所要の措置を検討、判断する。いわゆ

るロールプレイ方式の訓練。実災害時に近い形で訓練できるが、プレイヤーに災害対応の基礎的な知識、自身の役割などの理解があることが前提となる。

▶災害時の動きを確認する訓練

連絡・安否確認訓練：連絡網を用いて緊急連絡の伝達を行ったり、安否状況の報告・集約を行う。

緊急参集・初動訓練：地震発生を受けて職員が参集し、非常時優先業務の初動手順を確認する。



図表 6-2 研修・訓練の実施プロセス

(2) 計画の点検・修正

愛知県庁BCPは、一定の状況・前提のもとで検討し、策定した計画であるため、その後の取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて内容を見直す必要がある。より実効性のある内容とするために継続的に検討を行い、訓練結果の検証を計画に反映させるなどのほか、業務の実施手順の変更や人事異動等があった場合も、所要の修正を行う。

修正に当たっては、愛知県地域防災計画、愛知県災害対策実施要綱等との整合性に留意する。

4 地方機関BCPの取組の推進

地方機関では、それぞれに策定した地方機関業務継続計画（地方機関BCP）について、研修、訓練の機会をとらえて職員への普及啓発を行うとともに、計画の見直しに努める。

本庁と地方機関の非常時優先業務は、相互に依存するなど関連部分が多いことから、地方機関BCPは、愛知県地域防災計画、愛知県災害対策実施要綱及び愛知県庁BCPとの整合性に十分留意する。

地方機関BCPには、概ね次の事項を含むものとする。

- 災害によって地方機関の資源が受ける影響
- 職員参集（浸水のおそれのある地域に所在する地方機関では、職員の安全確保に関する事項を含む。）
- 非常時優先業務
- 業務継続におけるボトルネックとその対応策
- 浸水や庁舎設備の損壊により庁舎（執務室）が使用できなくなるおそれのある地方機関では、当面の応急対策を実施する代替施設の検討

なお、代替施設の検討に当たって、本庁関係課は地方機関に対して必要な情報提供や調整等の支援を行うよう努めるものとする。

5 市町村BCPの取組の推進

県の業務は市町村の業務と関連する部分が多いので、両者の連携は重要であり、いずれか一方の業務継続が滞ると行政サービスの中断を招くことがある。

県は市町村に対し、愛知県庁BCPを策定、推進する中で得られた知見の提供や財政措置（補助金）等により、市町村業務継続計画の策定や研修・訓練の実施を支援していく。

6 関係機関との連携

県の非常時優先業務は、ライフラインや通信機能、その他の関連する分野の事業と結びつきが深く、依存する部分が大いいため、それらの事業継続の影響を受けやすい。したがって、関係機関、企業等と平常時からの意見交換、訓練等の機会を通じ、連携の強化を図っていく。

愛知県庁業務継続計画（南海トラフ地震想定）

平成 31 年 4 月

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課

危機管理・国民保護グループ

〒 460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電 話 052-954-6143

E-mail bosai@pref.aichi.lg.jp
